

東大阪市ひとり親家庭自立促進計画

平成18年3月

東 大 阪 市

はじめに

近年の離婚件数の増加に伴い、母子家庭や父子家庭のいわゆるひとり親家庭が急増しています。ひとり親家庭では、仕事と家事や子育てを一人で担わなければならない、負担が大きくなっており、ひとり親家庭の自立の促進を図りながら、児童の健全な成長を確保することが、重要な課題となっています。

このため国では「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」を主眼に、平成14年に「母子及び寡婦福祉法」の改正を行い、それに基づき「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を定め、母子家庭等に対する施策が総合的かつ計画的に展開され、効果的に機能するよう、地方公共団体においても自立促進計画を策定するよう求めています。

本市は平成17年4月より中核市に移行し、大阪府より母子寡婦福祉資金貸付等の事務の移譲を受け、母子家庭等に対する施策に取り組んでいます。この度国の方針に即し、ひとり親家庭の自立支援策を推進し、子育てや生活支援等の諸施策を総合的に展開するため、「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、「ひとり親家庭の一人ひとりが安心して暮らせ、子育ての喜びが実感できるまち」の基本目標の実現に向け、関係機関との連携を深め、総合的にひとり親家庭に対する施策を推進してまいります。

最後に本計画の策定にあたり、アンケートにご協力いただきました多くの市民の皆様と、貴重なご意見をいただきました「東大阪市母子家庭及び寡婦自立促進計画懇話会」及び「東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」の委員の皆様に、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、ごあいさついたします。

平成18年3月

東大阪市長 松 見 正 宣

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の対象.....	2
4 計画策定の体制.....	3
5 計画の期間.....	4
6 計画の推進.....	4
第2章 ひとり親家庭の現状と課題	5
1 ひとり親家庭の現状.....	6
2 ひとり親家庭アンケート調査の結果.....	8
3 ひとり親家庭を取り巻く現状と課題.....	40
第3章 計画の基本目標	51
1 基本目標.....	52
2 基本的な姿勢.....	52
3 施策の基本的な方向.....	53
第4章 具体的な自立支援プログラム	55
1 施策の体系.....	56
2 具体的施策の方向.....	58
1) 就業の支援.....	58
2) 子育てや生活面の支援.....	61
3) 養育費確保の促進.....	63
4) 経済的な支援.....	64
5) 相談機能や情報提供の充実.....	65
6) 母子寡婦福祉団体等との連携強化.....	67
資 料	69
東大阪市社会福祉審議会条例.....	70
東大阪市社会福祉審議会規則.....	71
東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿及び開催状況.....	72
東大阪市母子家庭及び寡婦自立促進計画懇話会設置要綱.....	73
東大阪市母子家庭及び寡婦自立促進計画懇話会委員名簿及び開催状況.....	74
用語解説	75

第 1 章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年の離婚率の増加に伴い、ひとり親家庭、特に母子家庭が増えている中で、ひとり親家庭の自立の促進を図りながら、子どもたちの健全な成長を確保することが重要な課題となっています。

国においては、「母子及び寡婦福祉法」が平成14（2002）年11月に改正（平成15（2003）年4月1日施行）され、ひとり親家庭に対する子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策といった自立支援策が総合的に展開できるよう国の基本方針に基づいて自立促進計画を策定することとしています。

また、平成15年7月には、就業支援に重点を置いた「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が5年間の時限立法として成立し、地方自治体は国の施策に準じて、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な施策を講ずるよう努めることと定められました。

東大阪市では、こうした法律の改正や制定の趣旨をふまえ、地域の実情に沿ったひとり親家庭に対する施策を展開するために「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を策定いたしました。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、本市のひとり親家庭の自立支援を総合的、計画的に推進するための指針となるものです。
- (2) この計画は、「母子及び寡婦福祉法」第12条に規定する「母子家庭及び寡婦自立促進計画」として本市の地域の実情を反映させ策定したものです。
- (3) この計画は、「東大阪市第2次総合計画」を実現するための分野別計画のひとつであり、「東大阪市次世代育成支援行動計画 ～東大阪子育て・子育てスクラム21～」 「東大阪市新地域福祉計画」 「男女共同参画推進プラン ひがしおおさか21」等の各計画と整合性を図りながら策定したものです。今後、計画の推進にあたっては、これらの関連計画との連携を図って推進していきます。

3 計画の対象

この計画の対象は、母子家庭・父子家庭の親子、寡婦とします。

母子家庭：配偶者のいない母が20歳未満の子どもを扶養している家庭
父子家庭：配偶者のいない父が20歳未満の子どもを扶養している家庭
寡婦：子どもが20歳に到達した母子家庭の母

4 計画策定の体制

(1) アンケート調査の実施

本市のひとり親家庭に対する支援策の方向性を導き出す基礎資料とするため、母子家庭・父子家庭・寡婦における生活実態やニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

①調査の方法

	母子家庭	父子家庭	寡婦
調査数	2,000 件	500 件	500 件
抽出方法	児童扶養手当受給資格者より抽出	住民基本台帳、外国人登録台帳より抽出	東大阪市母子寡婦福祉会会員より抽出
調査方法	郵送による配布・回収		母子寡婦福祉会を通じて配布・回収
調査時期	平成 17 年 10 月 7 日～21 日		平成 17 年 10 月 12 日～21 日

②回収状況

	配布数	回収数	無効票	有効回収数	有効回収率
母子家庭	2,000	790	3	724	36.2
父子家庭	500			63	12.6
寡 婦	500	492	3	489	97.8

③調査の主な内容

- ・回答者の属性
- ・仕事の状況について
- ・経済的状況について
- ・養育費について
- ・健康や生活の実感と悩みなどについて
- ・行政の支援策について

(2) グループインタビュー、ヒアリング調査の実施

量的調査では捉えられない個別の様々な困難な状況を明らかにし、きめ細かな自立支援策の立案に反映させるために、母子家庭の母親及び寡婦のグループインタビュー並びに、本市母子自立支援員のヒアリング調査を実施しました。

①実施時期 平成 17 年 10 月

②グループインタビュー、ヒアリング調査の実施先

- ・母子家庭の母親、寡婦
- ・母子自立支援員

③インタビューの主な内容

母子家庭の母親、寡婦

- ・経済的な困難さについて

- ・ 生活的自立の困難さについて
- ・ 就業状況について
- ・ 仕事と家庭の両立の困難さについて
- ・ 女性や子どもに対する暴力について
- ・ ひとり親家庭を取り巻く社会の状況（偏見や差別など）について
- ・ 支援への要望について
- ・ 相談窓口について

母子自立支援員

- ・ 相談内容について
- ・ ひとり親家庭の就業状況について
- ・ 相談を通して見えてくるひとり親家庭のおかれている状況について
- ・ ひとり親家庭の母親が必要としている自立支援について

(3) 東大阪市母子家庭及び寡婦自立促進計画懇話会の設置

計画策定にあたって幅広い意見を求めるために、公募市民を含む関係者で構成する「東大阪市母子家庭及び寡婦自立促進計画懇話会」を設置し、懇話会を開催しました。

(4) 東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会による審議

計画内容を検討する場として、「東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において、審議を行いました。

5 計画の期間

この計画は、平成 18 年度を初年度とし、平成 22 年度を目標年度とする 5 年間の計画です。

6 計画の推進

計画の推進にあたっては、当事者団体など関係団体や関係機関と連携し、施策を推進していきます。毎年全庁的な進捗状況を把握し、「東大阪市社会福祉審議会」に報告するとともに市民に対しても公表をしていきます。

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

1 ひとり親家庭の現状

1) 離婚件数の推移

本市においては、平成16年の離婚件数が1,333件、離婚率が2.60（人口千対比）となっており、平成11年から離婚件数・離婚率ともにほぼ同様な傾向で推移しています。離婚率を大阪府・全国と比べてみますと、大阪府とはほぼ同率であるものの、全国よりはやや高い率となっています。

離婚件数、離婚率の推移

（単位：件）

	東大阪市		大阪府		全国	
	離婚件数	離婚率	離婚件数	離婚率	離婚件数	離婚率
平成10年	1,194	2.31	20,906	2.42	243,183	1.94
平成11年	1,359	2.63	21,833	2.53	250,529	2.00
平成12年	1,305	2.53	22,715	2.63	264,246	2.10
平成13年	1,361	2.64	24,252	2.80	285,911	2.27
平成14年	1,360	2.65	24,808	2.87	289,836	2.30
平成15年	1,323	2.58	23,459	2.71	283,854	2.25
平成16年	1,333	2.60	21,741	2.51	270,815	2.15

資料：厚生労働省・大阪府 （注）離婚率：人口千人対比

2) ひとり親世帯数の推移

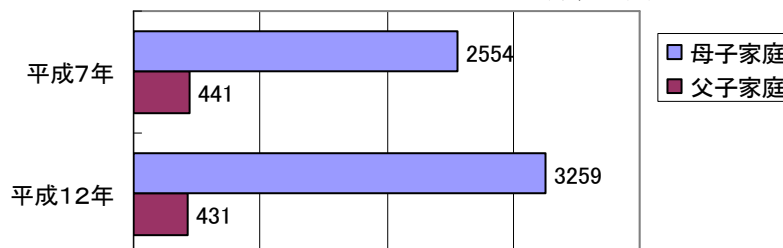
本市の母子世帯数は、国勢調査によると平成7年から平成12年までの5年間で27.6%増であり、父子世帯数は2.3%減となっています。

また、平成12年では、母子世帯は全世帯の1.6%、父子世帯は全世帯の0.2%です。

なお、平成16年10月の「国民生活基礎調査」においては、母子世帯は全世帯の1.4%、父子世帯は0.2%となっています。

東大阪市のひとり親世帯数の推移

（単位：件）



資料：国勢調査

東大阪市のひとり親世帯数の推移

(単位：世帯、%)

	全世帯		母子世帯		父子世帯	
	数	率	数	率	数	率
平成 7 年	192,599	100.0	2,554	1.3	411	0.2
平成12年	202,436	100.0	3,259	1.6	431	0.2

資料：国勢調査

3) 児童扶養手当受給者

本市の児童扶養手当の受給資格者は、平成 17 年は 5,769 人であり、年々増加傾向にあります。

東大阪市児童扶養手当受給資格者数の推移

(単位：件)

	受給資格者数	前年比増減	受給者数			支給停止者数
				全部	一部	
平成 12 年	3,830	—	3,464	2,997	467	366
平成 13 年	4,187	109.32%	3,841	3,356	485	346
平成 14 年	4,611	110.13%	4,276	3,796	480	335
平成 15 年	5,110	110.82%	4,730	3,498	1,232	380
平成 16 年	5,488	107.40%	5,078	3,787	1,291	410
平成 17 年	5,769	105.12%	5,310	4,023	1,287	459

資料：東大阪市

4) 生活保護受給母子世帯数

生活保護を受けている母子世帯数は、平成 17 年 9 月では 1,633 世帯となっています。平成 13 年度からの増加率を全国や大阪府と比較すると、全国では 32.0%、大阪府では 44.4%であるのに対し、本市では 80%増となっています。

また、生活保護受給世帯に占める母子世帯の割合をみると、東大阪市では 16.7%で、6 世帯に 1 世帯が母子家庭です。大阪府平均よりはやや高く、全国平均のほぼ倍となっています。

生活保護受給母子世帯数の推移

	市合計	東福祉	中福祉	西福祉	大阪府	全国
平成 13 年度	907	195	289	423	7,079	68,460
構成比	12.9%	18.3%	16.0%	10.2%	14.2%	8.5%
平成 14 年度	1,152	237	396	519	8,175	75,097
構成比	14.7%	20.4%	18.9%	11.3%	14.8%	8.6%
平成 15 年度	1,367	265	496	606	9,157	82,216
構成比	15.9%	21.0%	20.8%	12.2%	15.1%	8.7%
平成 16 年度	1,520	293	578	649	9,903	87,478
構成比	16.5%	21.4%	22.2%	12.4%	15.1%	8.8%
平成 17 年度	1,633	294	655	684	10,219	90,360
構成比	16.7%	20.6%	23.4%	12.4%	14.8%	8.7%

※平成 13 年度～平成 16 年度は、平均値である。平成 17 年度は平成 17 年 9 月現在の数である。

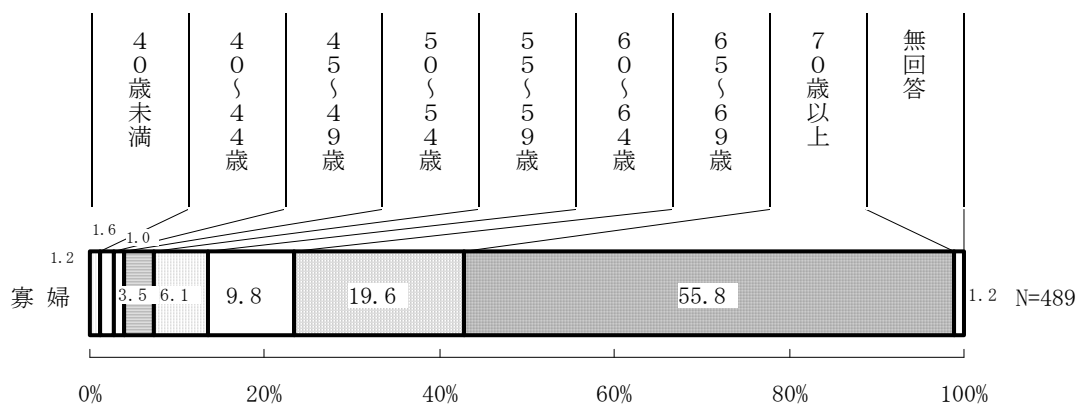
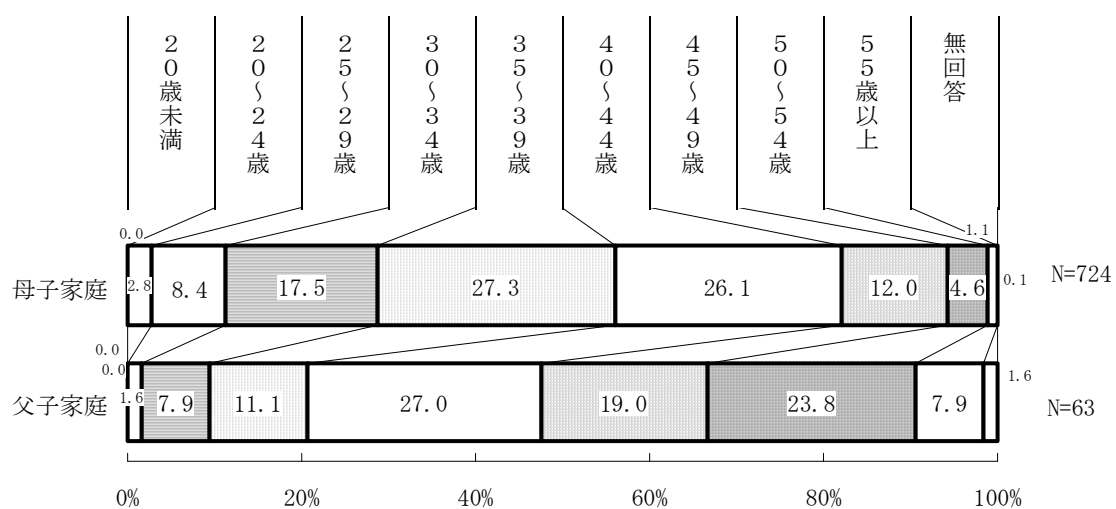
※「大阪府」の数は、中核市を含み大阪市を除く数である。

2 ひとり親家庭アンケート調査の結果

(1) 世帯の状況

1. 年 齢

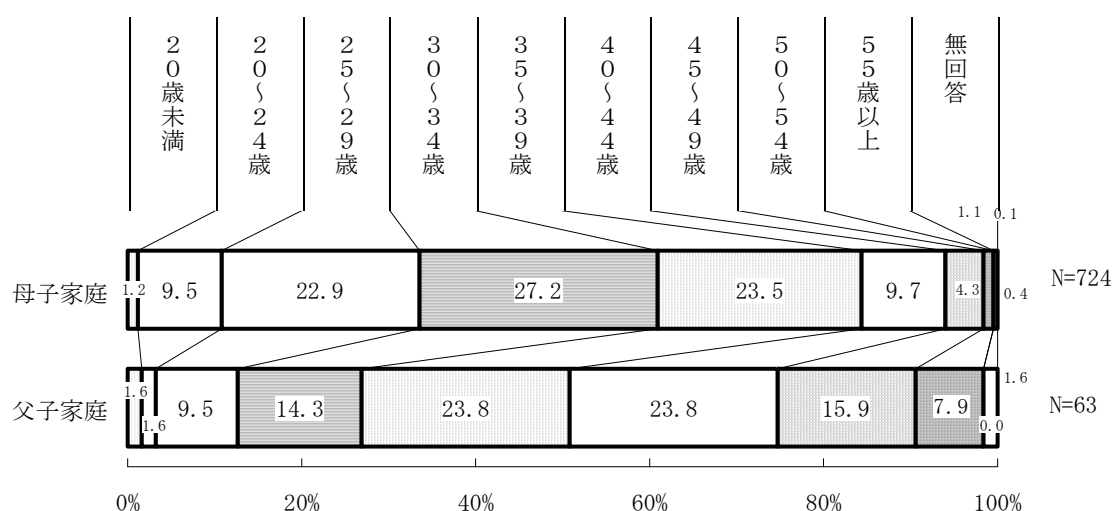
母子家庭の母親の年齢は30歳代が44.8%と最も高く、40歳代が38.1%が続いています。
父子家庭の父親の年齢は40歳代が46.0%と最も高く、50歳以上が31.7%となっています。
寡婦の年齢は70歳以上が過半数を占めており、65歳未満の割合は20%強です。



2. ひとり親家庭になったときの年齢

母子家庭では、「30～34 歳」が 27.2%と最も高い割合であるものの、「25～29 歳」「35～39 歳」も 20%台で同様の割合となっています。30 歳代でひとり親になった人が半数を超えており、34 歳までが約 60%を占めています。

父子家庭では、「35～39 歳」と「40～44 歳」が同率の 23.8%で、合わせると約半数を占めており、母子家庭と比べると年齢が高くなっています。

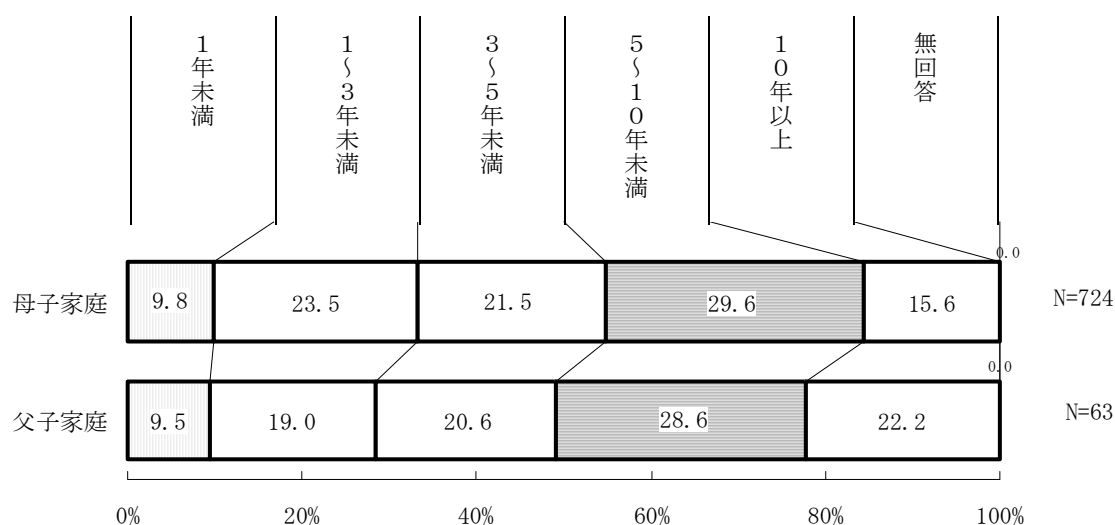


3. ひとり親家庭になってからの年数

母子家庭は「5～10 年未満」が 29.6%で最も高く、ついで「1～3 年未満」が 23.5%、「3～5 年未満」が 21.5%となっています。

父子家庭も母子家庭と同じく「5～10 年未満」が 28.6%で最も高くなっていますが、ついで「10 年以上」が 22.2%と母子家庭と比べてひとり親になってからの年数はやや長くなっています。

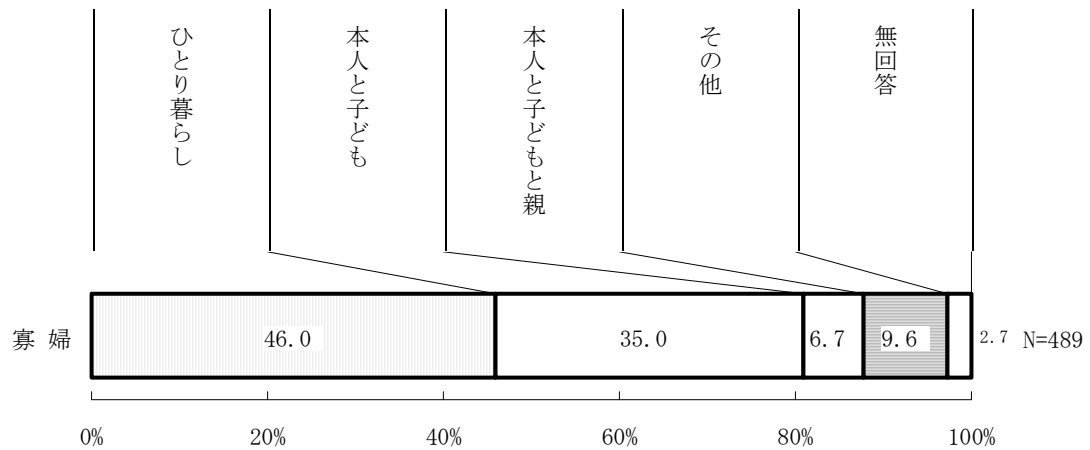
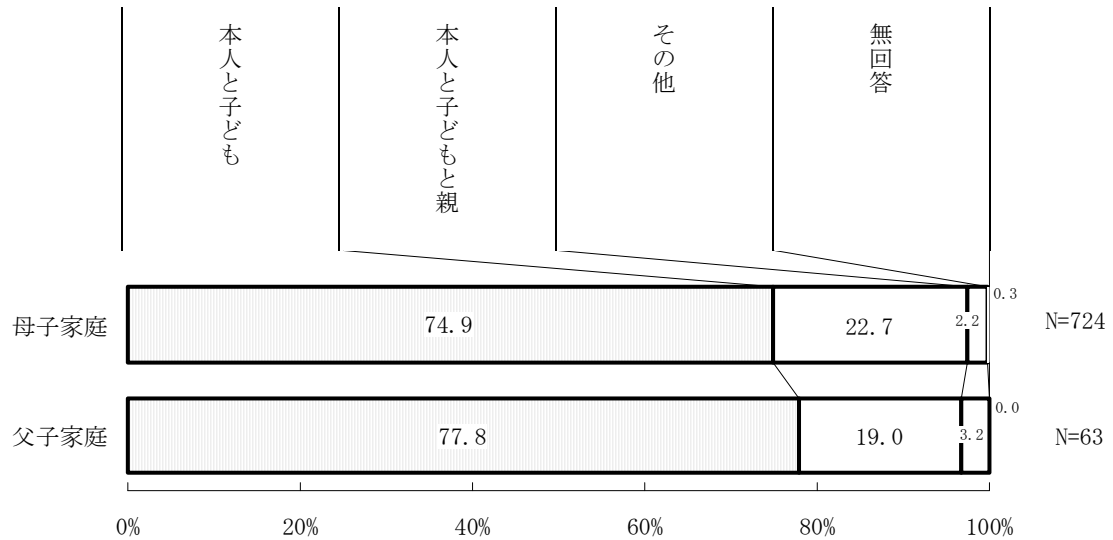
母子家庭・父子家庭ともに「1 年未満」の割合は 10%弱となっています。



4. 同居している家族

母子家庭・父子家庭ともに「本人と子ども」の核家族が70%を超え、次に「本人と子どもと親」の3世代同居が20%前後となっています。

寡婦は「ひとり暮らし」が46.0%で最も高く、次に「本人と子ども」が35.0%となっています。

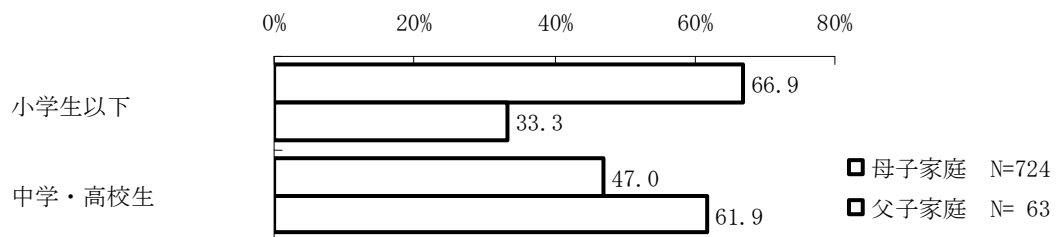
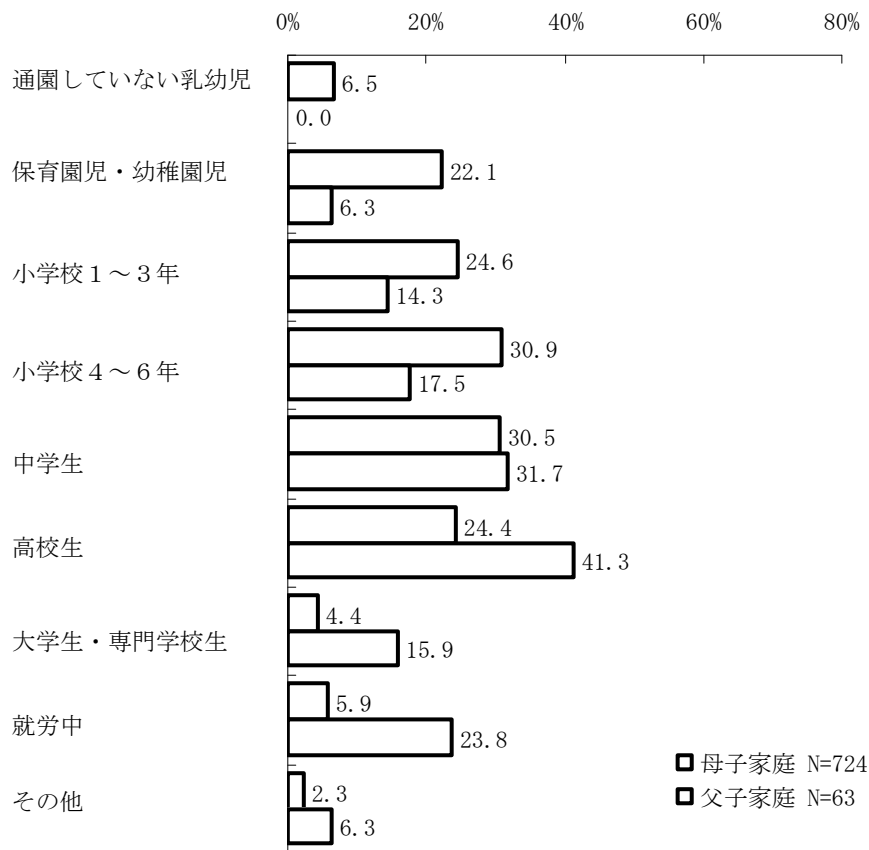


5. 同居している子どもの状況

母子家庭では「小学校4～6年」「中学生」が約30%、次に「小学校1～3年」(24.6%)、「高校生」(24.4%)がほぼ同率で続いています。

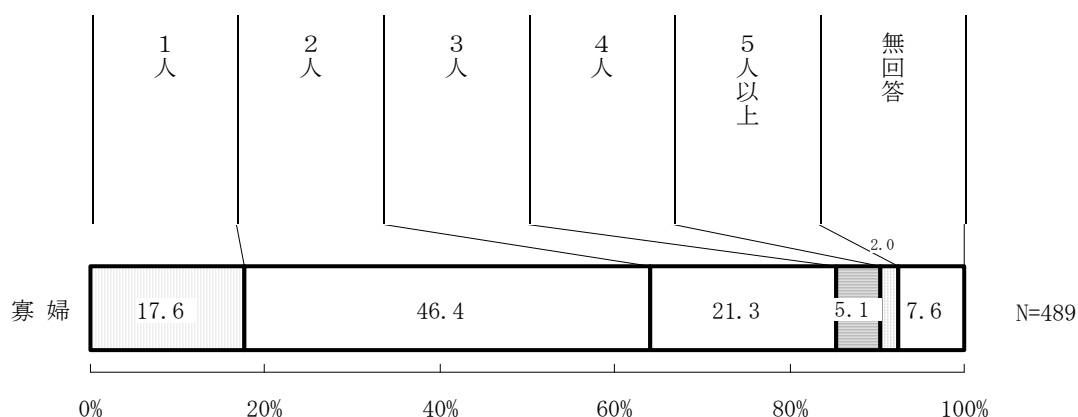
父子家庭は「高校生」が41.3%で最も高く、続いて「中学生」(31.7%)、「就労中」(23.8%)の順となっており、子どもの年齢層は母子家庭よりも高くなっています。

小学生以下と中学・高校生の2つに分類してみたところ、母子家庭では、「小学生以下」が66.9%と、3人に2人の割合となっています。



6. 子どもの数（寡婦）

寡婦の子どもの数は「2人」が約半数を占め、次に「3人」が21.3%となっています。



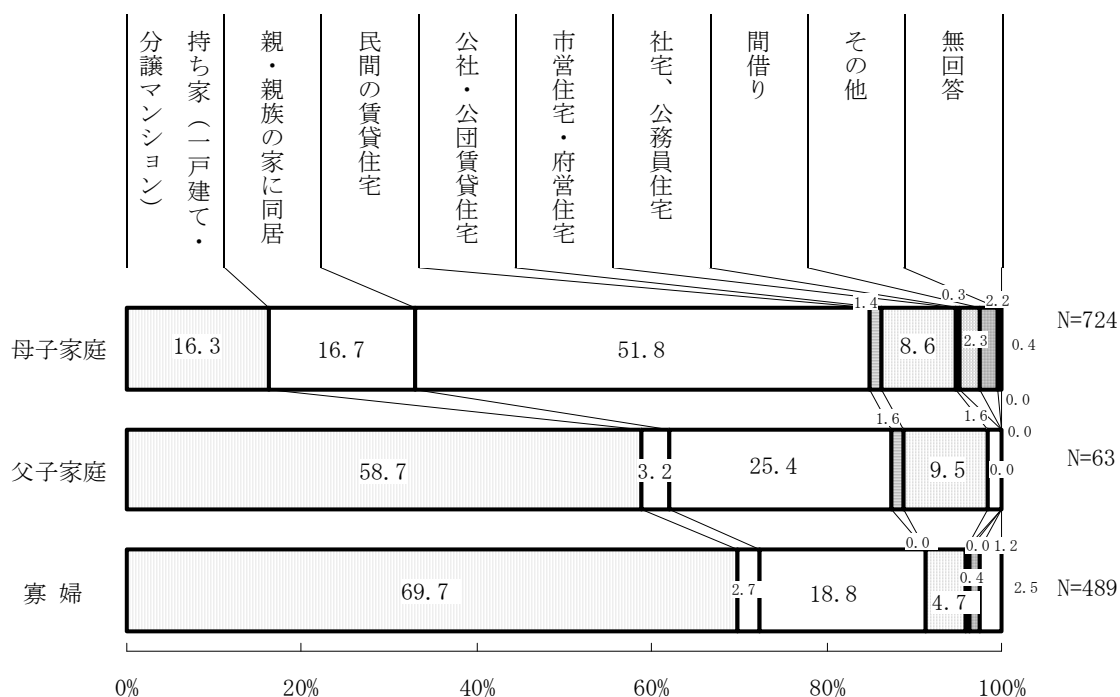
7. 住居の状況

母子家庭では「民間の賃貸住宅」が過半数を占め、ついで「親・親族の家に同居」（16.7%）「持ち家（一戸建て・分譲マンション）」（16.3%）と続いています。

父子家庭は「持ち家（一戸建て・分譲マンション）」が 58.7%と過半数を占め、ついで「民間の賃貸住宅」が 25.4%となっています。

母子家庭・父子家庭ともに「市営住宅・府営住宅」の割合は、10%弱となっています。

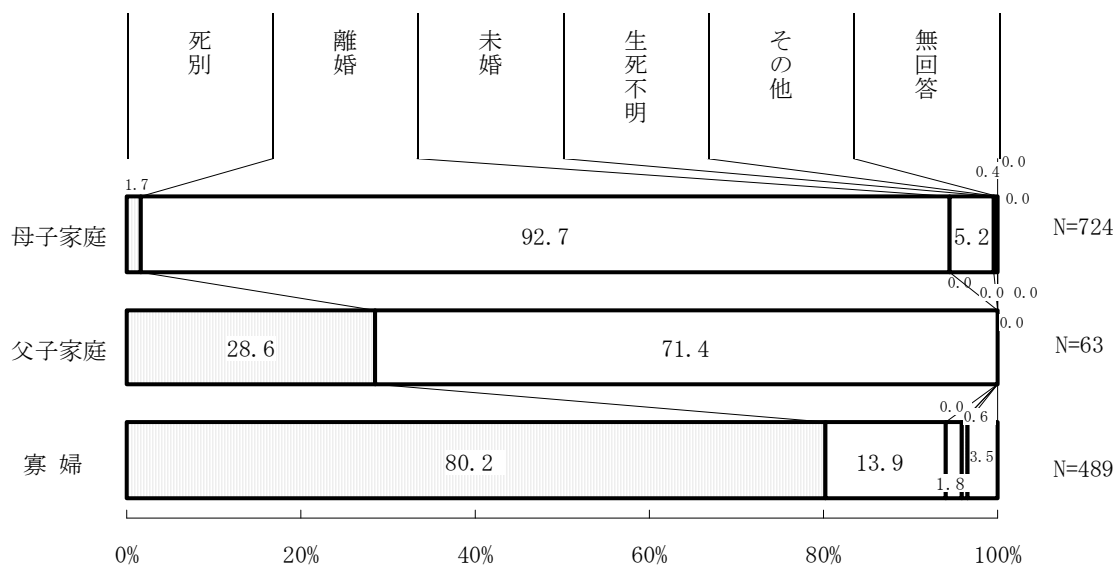
寡婦は「持ち家（一戸建て・分譲マンション）」が 69.7%で最も高く、次に「民間の賃貸住宅」が 18.8%となっています。



8. ひとり親になった理由

母子家庭・父子家庭ともに「離婚」(母子 92.7%、父子 71.4%) が最も高く、特に母子家庭では全体の 90%以上を占めています。

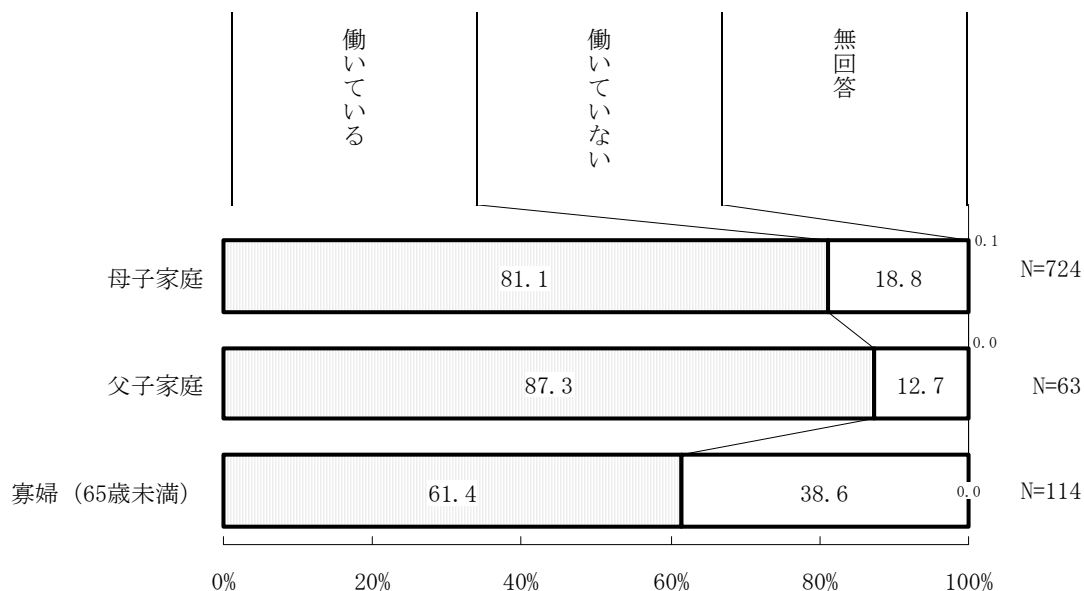
一方、寡婦は「死別」が 80.2%を占めています。



（２）仕事の状況

１．仕事の有無

母子家庭・父子家庭ともに「働いている」が最も高く、80%以上を占めています。
寡婦（65歳未満）の場合、「働いている」が61.4%となっています。

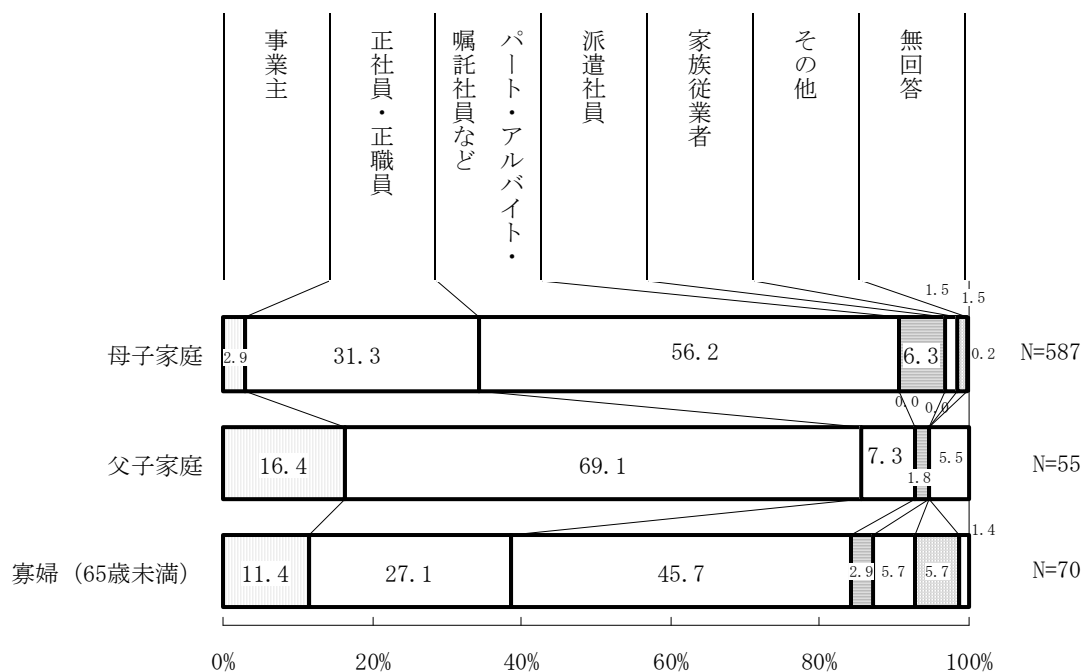


【働き方】

母子家庭は「パート・アルバイト・嘱託社員など」が過半数を占め、「正社員・正職員」は31.3%にとどまっています。

父子家庭は「正社員・正職員」が69.1%を占めています。

寡婦（65歳未満）も母子家庭と同じく、「パート・アルバイト・嘱託社員など」が45.7%で最も高く、次に「正社員・正職員」が27.1%となっています。

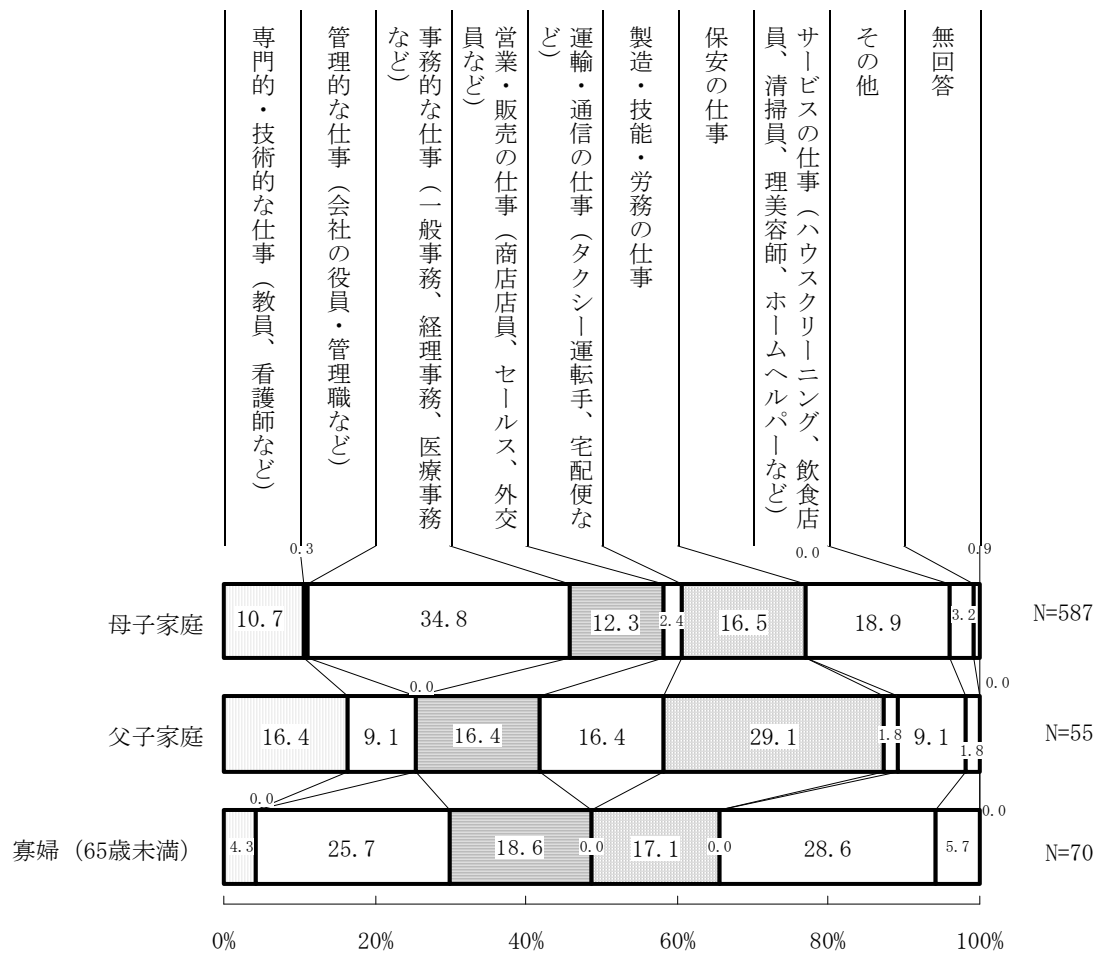


【仕事の内容】

母子家庭は、「事務的な仕事(一般事務、経理事務、医療事務など)」が 34.8%と最も高く、ついで「サービスの仕事(ハウスクリーニング、飲食店員、清掃員、理美容師、ホームヘルパーなど)」が 18.9%、「製造・技能・労務の仕事」が 16.5%となっています。

父子家庭は、「製造・技能・労務の仕事」(29.1%) が最も高く、「営業・販売の仕事(商店店員、セールス、外交員など)」と「運輸・通信の仕事(タクシー運転手、宅配便など)」が同率の 16.4%で続いています。

寡婦(65歳未満)は、「サービスの仕事(ハウスクリーニング、飲食店員、清掃員、理美容師、ホームヘルパーなど)」が 28.6%で、次に「事務的な仕事(一般事務、経理事務、医療事務など)」が 25.7%となっています。



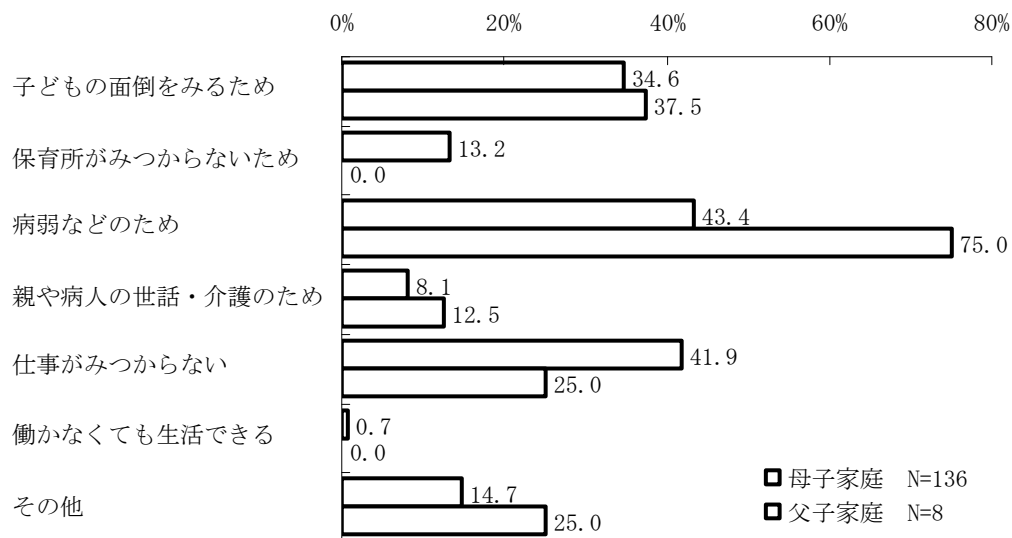
2. 働いていない理由

母子家庭では、「病弱などのため」と「仕事が見つからない」が43.4%と41.9%で拮抗しています。ついで「子どもの面倒をみるため」が34.6%となっています。

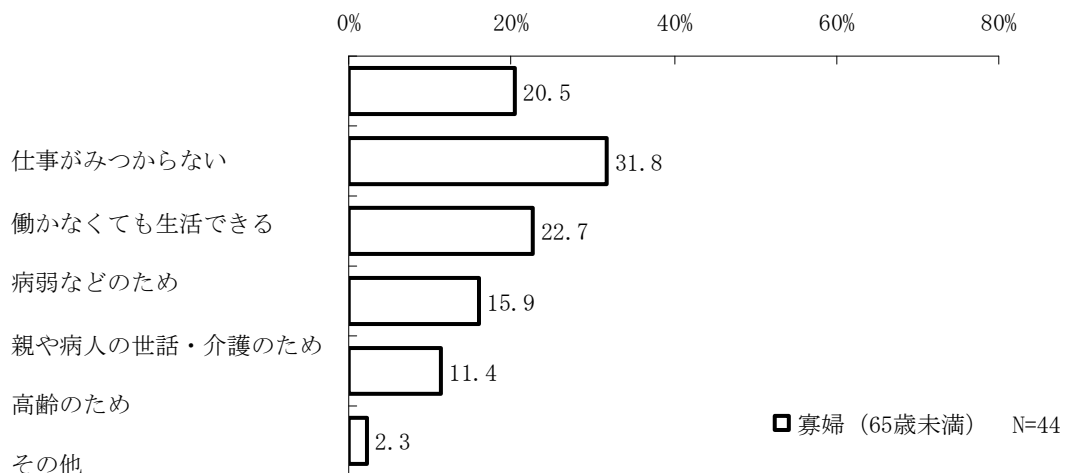
父子家庭では、「病弱などのため」が最も高い割合で75.0%、次に「子どもの面倒をみるため」が37.5%となっています。

寡婦（65歳未満）の場合は、「働かなくても生活できる」が30%を超えています。

【母子家庭・父子家庭】



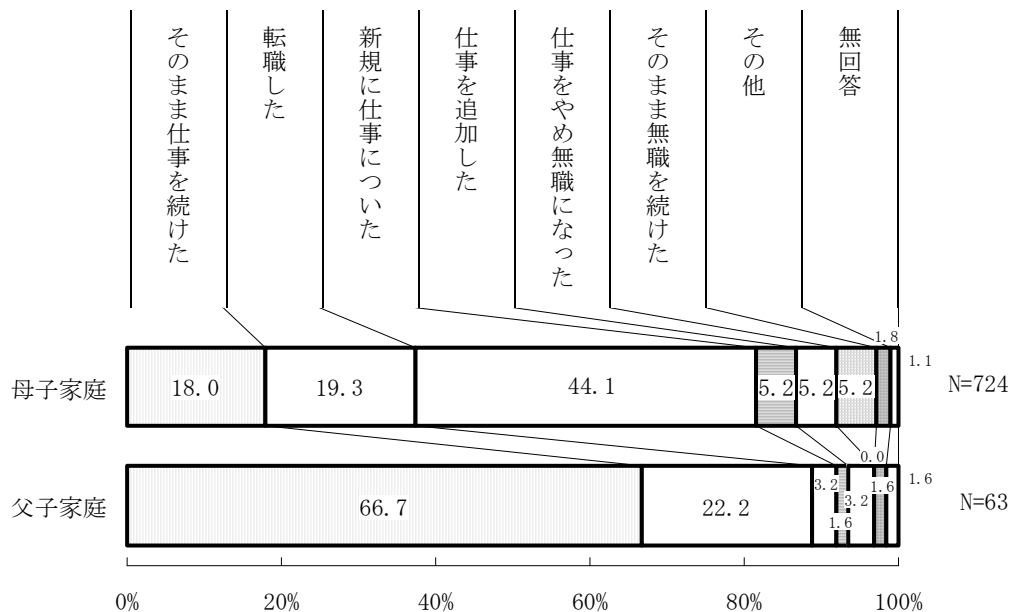
【寡婦】



3. ひとり親家庭になったことでの仕事上の変化

母子家庭では「新規に仕事についた」が44.1%で最も高く、次に「転職した」が19.3%であり、「そのまま仕事を続けた」は18.0%となっています。「仕事を追加した」は5.2%です。

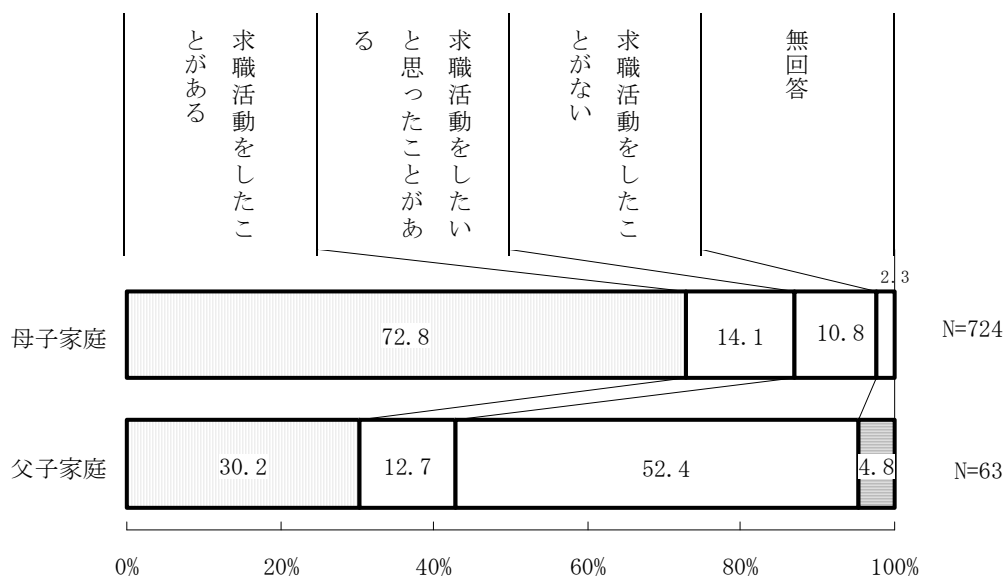
父子家庭では「そのまま仕事を続けた」が66.7%で最も高く、「転職した」が22.2%となっています。



4. 求職活動の有無

母子家庭では「求職活動をしたことがある」が70%を超え、「求職活動をしたと思ったことがある」と合わせると86.9%になります。

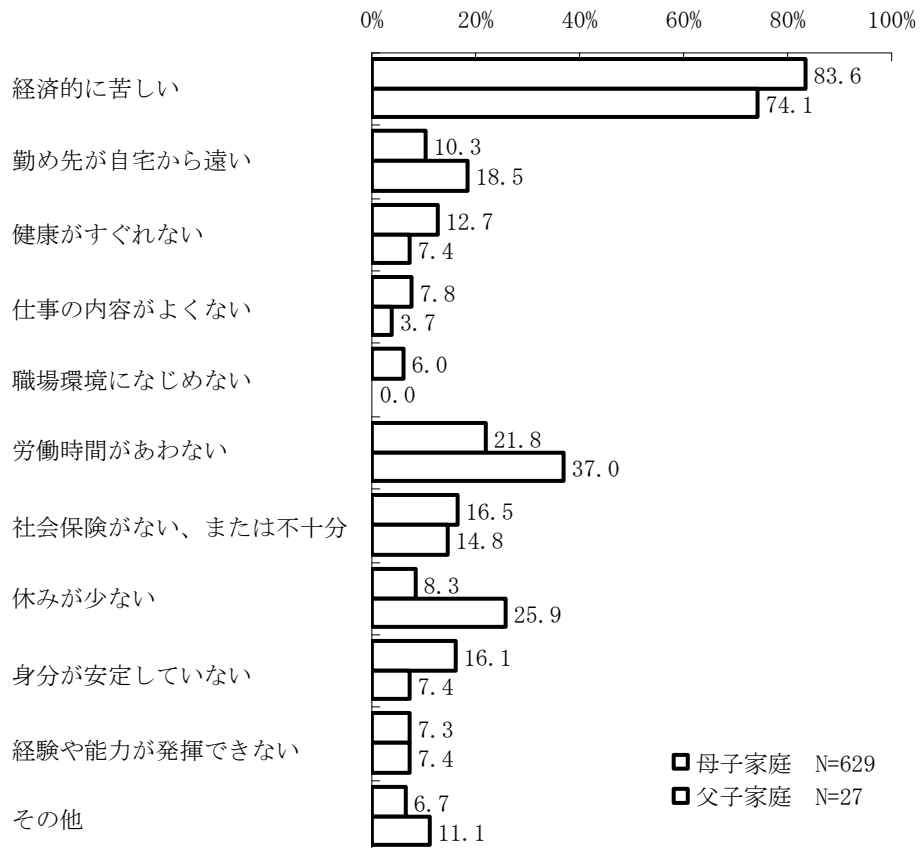
父子家庭では、「求職活動をしたことがない」が52.4%で半数を超え、次に「求職活動をしたことがある」が30.2%となっています。



5. 求職活動をした（したいと思った）理由

求職活動をした理由は、母子家庭・父子家庭ともに「経済的に苦しい」が83.6%、74.1%で抜きん出て高くなっています。

次に母子家庭・父子家庭ともに「労働時間があわない」が高く、母子家庭では21.8%、父子家庭では37.0%となっています。

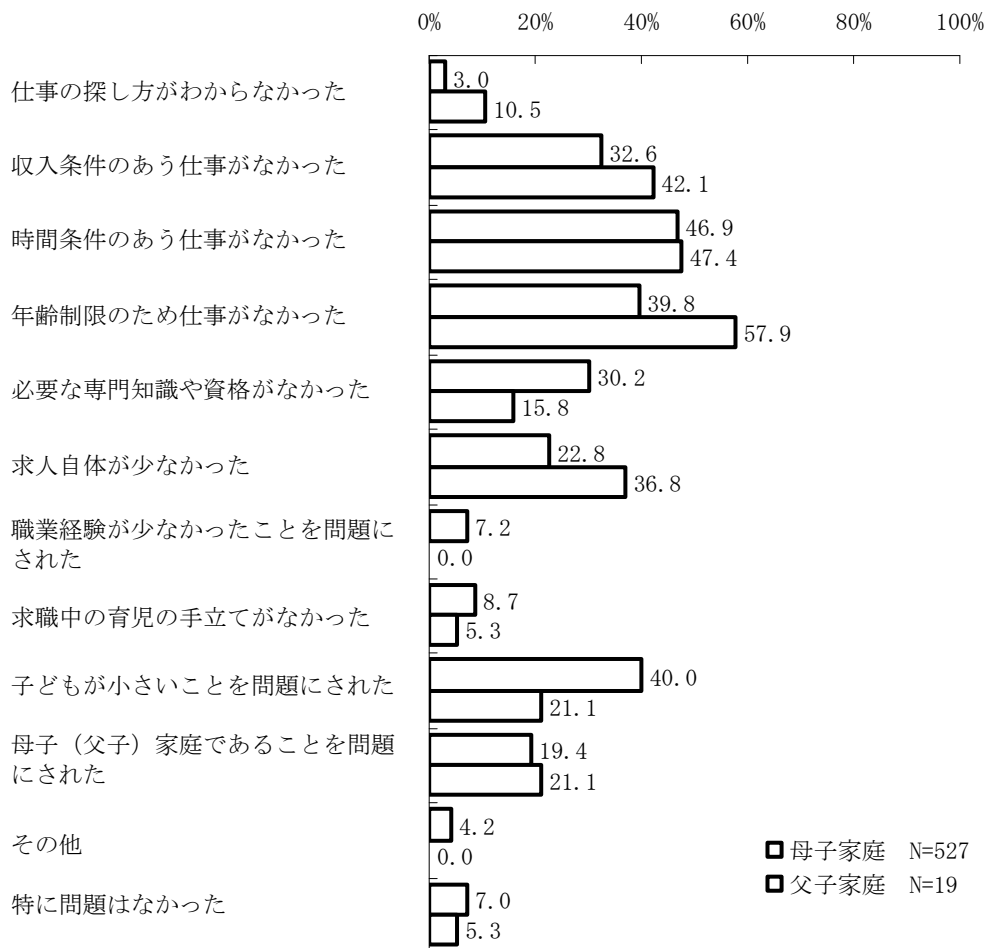


6. 求職活動の問題点

母子家庭では「時間条件のあう仕事が見つかった」が46.9%で最も高く、次に「子どもが小さいことを問題にされた」が40.0%、「年齢制限のため仕事が見つかった」が39.8%、「収入条件のあう仕事が見つかった」が32.6%、「必要な専門知識や資格が見つかった」が30.2%となっています。

また、母子家庭・父子家庭ともに「母子（父子）家庭であることを問題にされた」が約20%となっています。

父子家庭では、「年齢制限のため仕事が見つかった」が57.9%で半数を超え、次に「時間条件のあう仕事が見つかった」が47.4%、「収入条件のあう仕事が見つかった」が42.1%となっています。

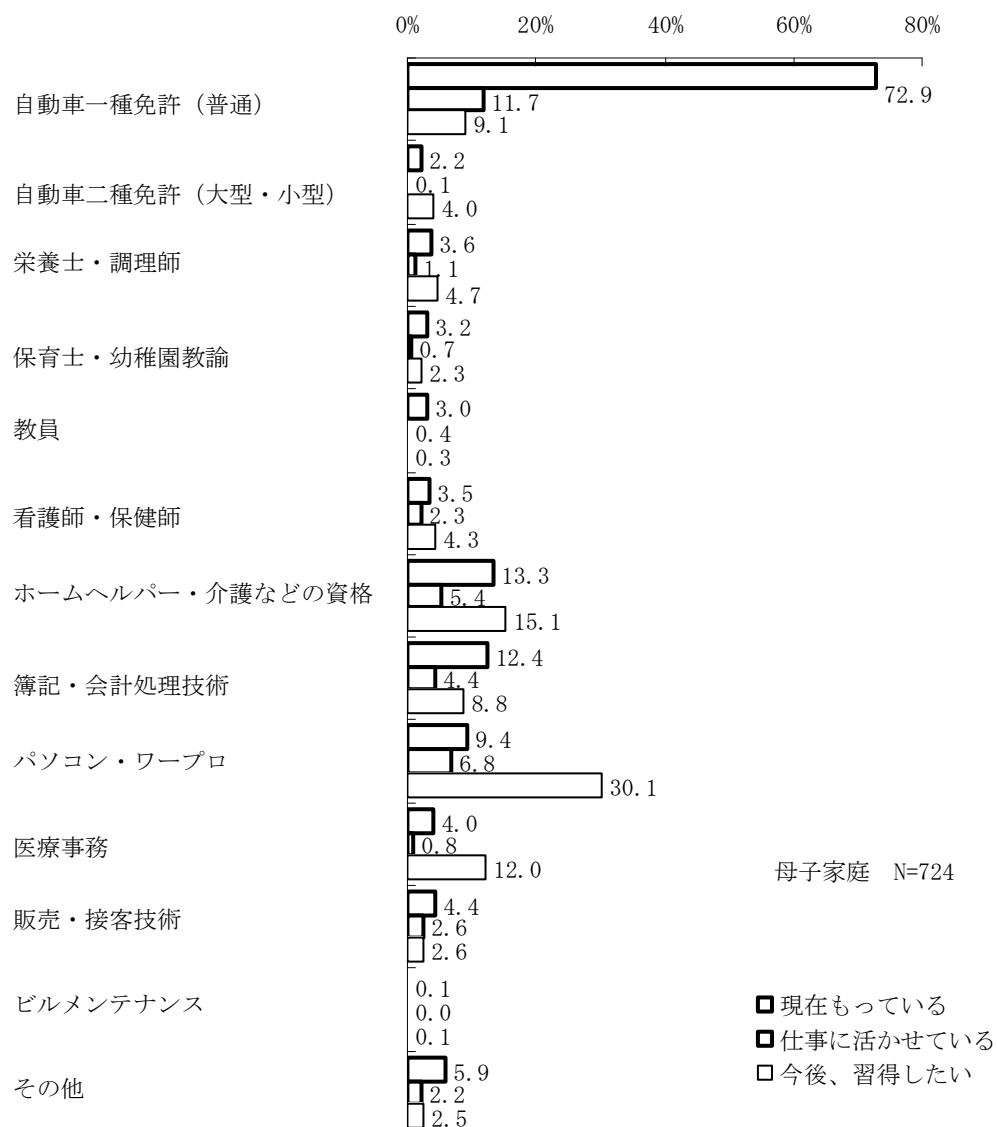


7. 資格の取得状況

現在もっている資格では、「自動車一種免許（普通）」が72.9%で抜きん出て高く、ついで「ホームヘルパー・介護などの資格」が13.3%となっています。

仕事に活かしているかについては、「自動車一種免許（普通）」が11.7%、「パソコン・ワープロ」が6.8%、「ホームヘルパー・介護などの資格」が5.4%で、他の資格は5%以下となっています。

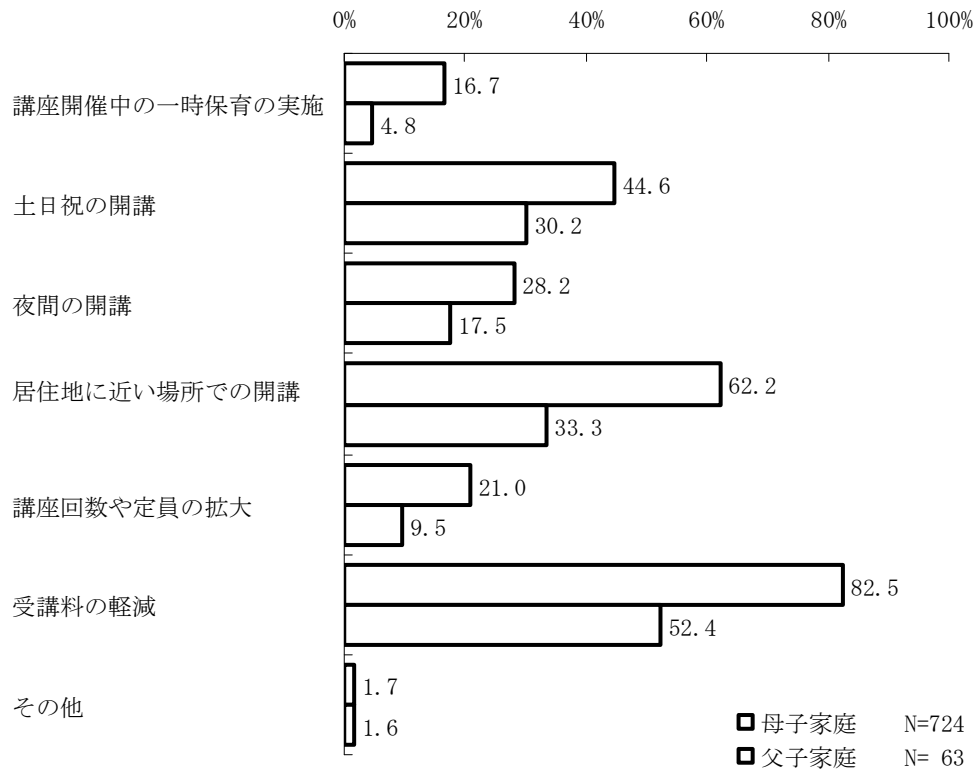
今後、習得したい資格は「パソコン・ワープロ」が30.1%で最も高く、続いて「ホームヘルパー・介護などの資格」（15.1%）、「医療事務」（12.0%）の順になっています。



8. 講座の開催について配慮してほしいこと

母子家庭では、「受講料の軽減」への希望が非常に高く 82.5%にのびります。次に「居住地に近い場所での開講」が 62.2%、「土日祝の開講」が 44.6%となっています。

父子家庭では、母子家庭と同じ項目が選ばれているものの、その割合は母子家庭よりも低くなっています。



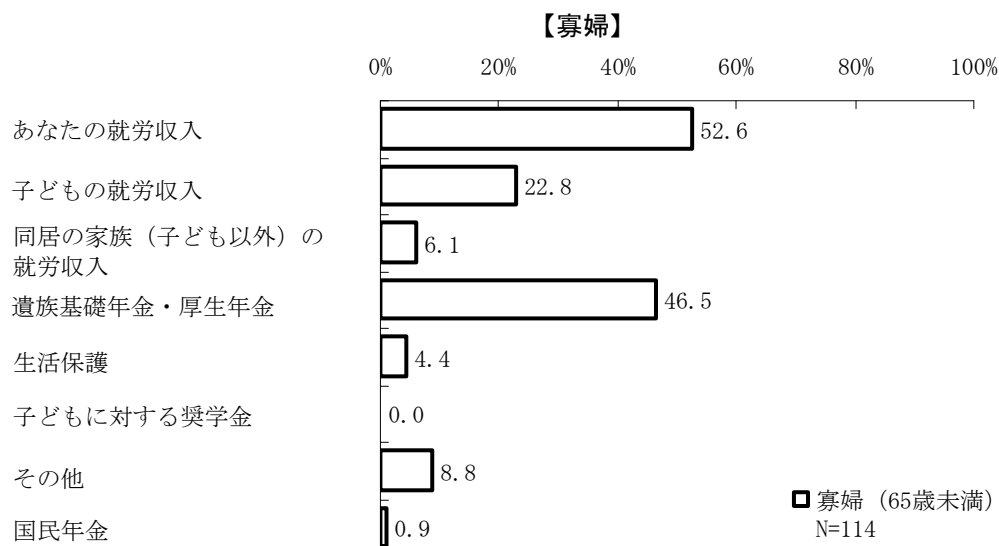
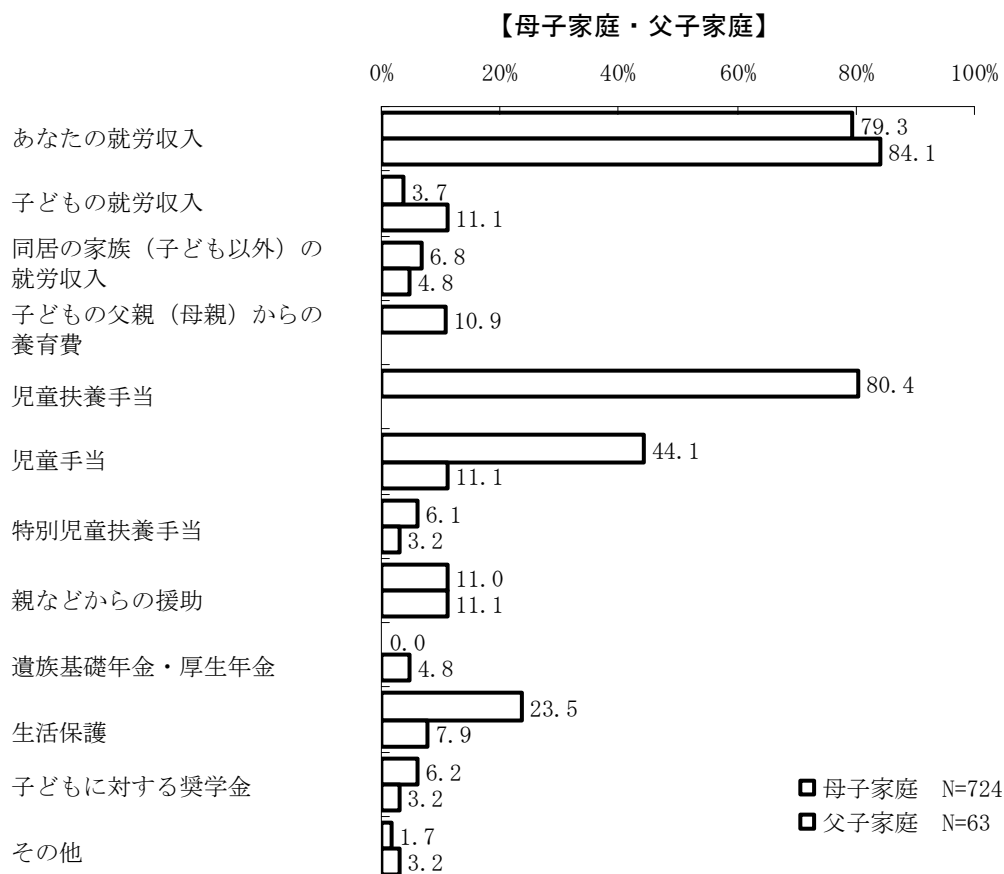
（３）経済的状况

１．世帯収入の構成

母子家庭では「児童扶養手当」(80.4%)と「あなたの就労収入」(79.3%)が80%前後となっており、高い割合です。次に「児童手当」が44.1%となっています。また、「子どもの父親からの養育費」は10.9%、「生活保護」は23.5%となっています。

父子家庭は、「あなたの就労収入」が84.1%と最も高くなっています。

寡婦(65歳未満)は、「あなたの就労収入」が5割強で、「遺族基礎年金・厚生年金」が46.5%、「子どもの就労収入」が22.8%となっています。



2. 世帯の年間総収入・就業による収入

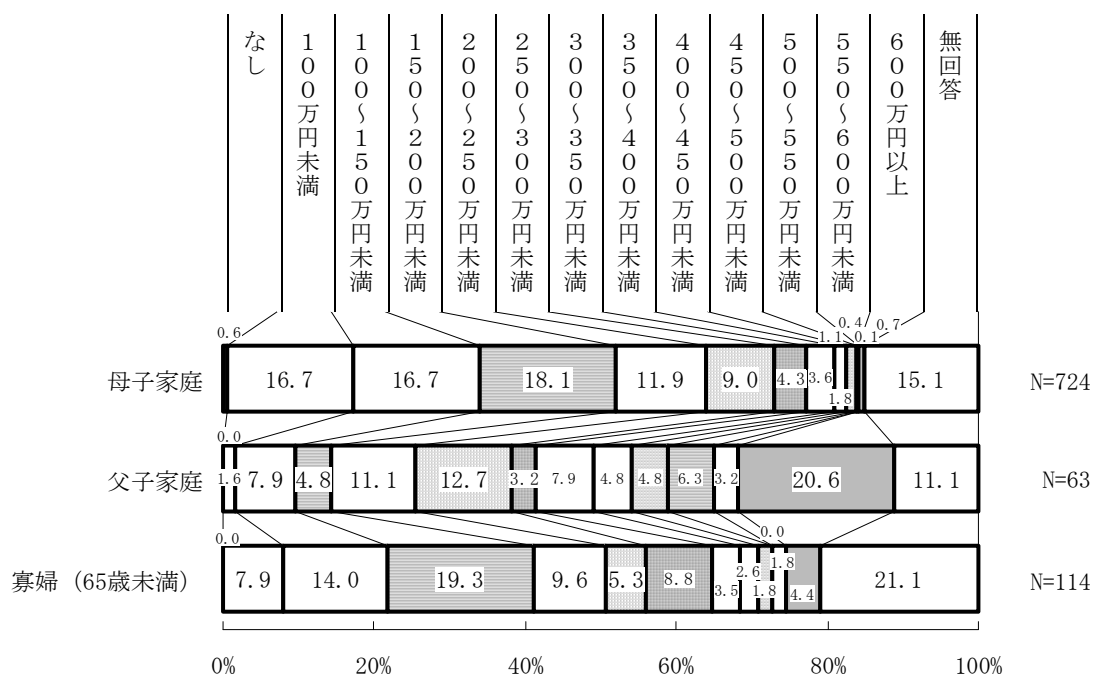
【年間総収入】

母子家庭は、「100 万円未満」が 16.7%、「100～200 万円未満」が 34.8%で、「なし」の 0.6%と合わせて母子家庭の 52.1%、半数以上が 200 万円未満となっています。また、母子家庭の 73.0%、4 世帯に 3 世帯が 300 万円未満となっています。

父子家庭は「600 万円以上」が 20.6%で最も高くなっているものの、200 万円未満が 14.3%であり、年収のばらつきが大きくなっています。

寡婦（65 歳未満）では、200 万円未満の割合が 41.2%となっています。

参考に「国民生活基礎調査」による全世帯及び特定の世帯別にみた世帯の状況を見ると、1 世帯当たり平均所得金額は母子家庭で 233.6 万円となっており、児童のいる世帯（702.7 万円）と比べて 469.1 万円の差があります。



参 考

全世帯及び特定の世帯別にみた世帯の状況

		全世帯	高齢者世帯	母子世帯	児童のいる世帯
世帯数(千世帯)		45,800	7,250	569	12,947
全世帯に占める割合(%)		100.0	15.8	1.2	28.3
世帯主の平均年齢(歳)		53.5	74.6	39.3	44.6
平均世帯人員(人)		2.8	1.6	2.7	4.3
平均有業人員(人)		1.4	0.3	1.0	1.7
1世帯当たり平均所得金額(万円)		589.3	304.6	233.6	702.7
生活意識(%)	大変苦しい	22.4	19.7	40.5	26.4
	やや苦しい	31.5	27.9	32.4	36.4
	普通	41.8	48.1	27.0	33.9
	ややゆとりがある	3.9	4.0	-	3.1
	大変ゆとりがある	0.4	0.3	-	0.2

注：「所得」については、平成14年中（1～12月分）の状況である。

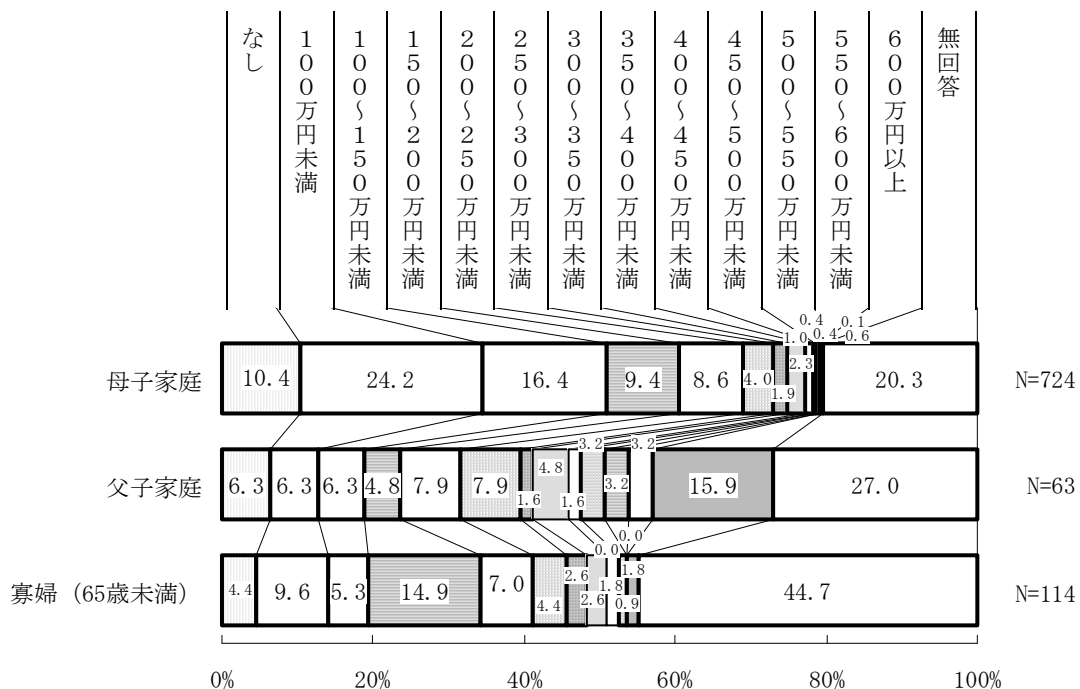
資料：平成15年「国民生活基礎調査」

3. 就業による収入（税込み）

母子家庭では「100万円未満」が24.2%で最も高くなっています。

父子家庭は、「600万円以上」が15.9%と最も高い割合となっています。

寡婦は無回答が44.7%で半数弱を占めているものの、回答者の中では「150～200万円未満」が最も高く14.9%となっています。

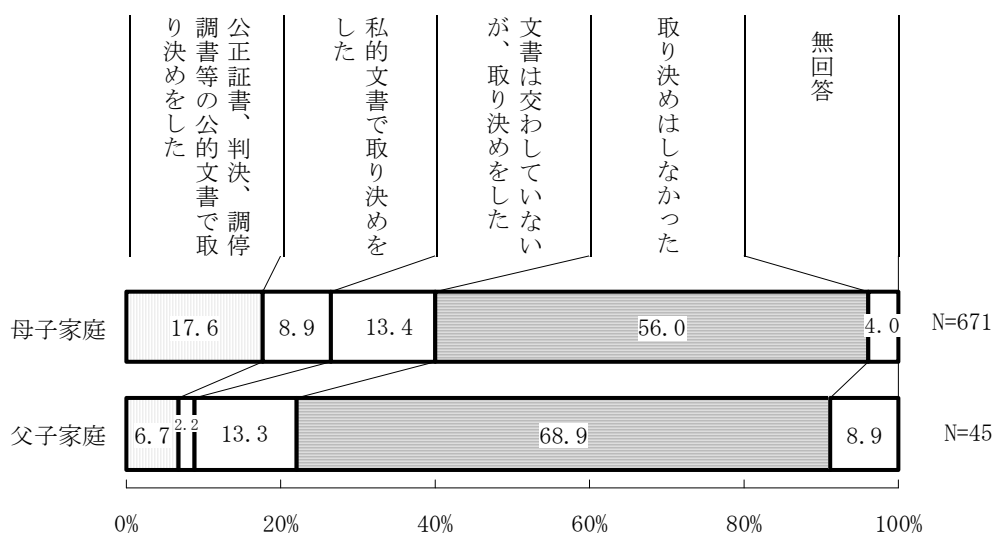


（４）養育費

１．養育費の取り決め

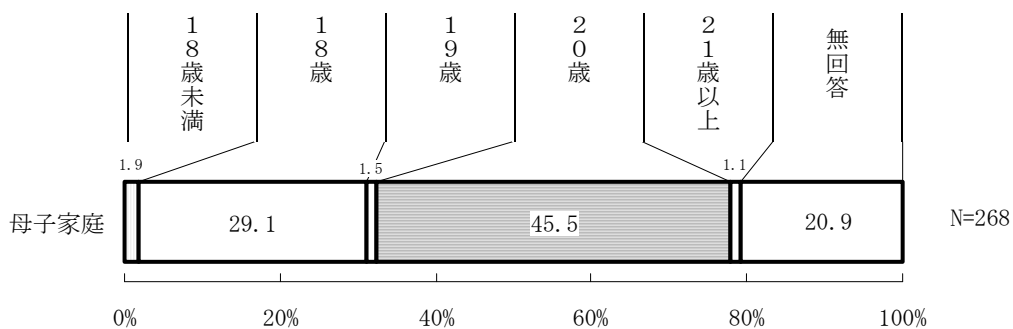
母子家庭では「取り決めはしなかった」が 56.0%で最も高く、次に「公正証書、判決、調停調書等の公的文書で取り決めをした」が 17.6%、「文書は交わしていないが、取り決めをした」が 13.4%となっています。

父子家庭では「取り決めはしなかった」が 68.9%となっています。



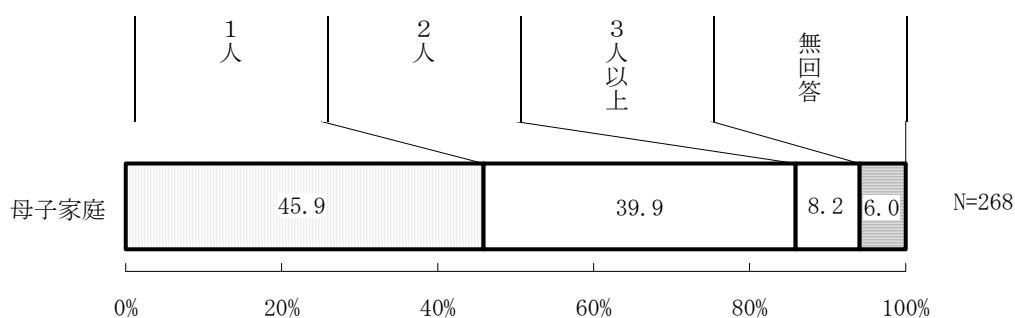
【養育費の支払い期間】

「20 歳」までが 45.5%で最も高く、次に「18 歳」が 29.1%となっています。



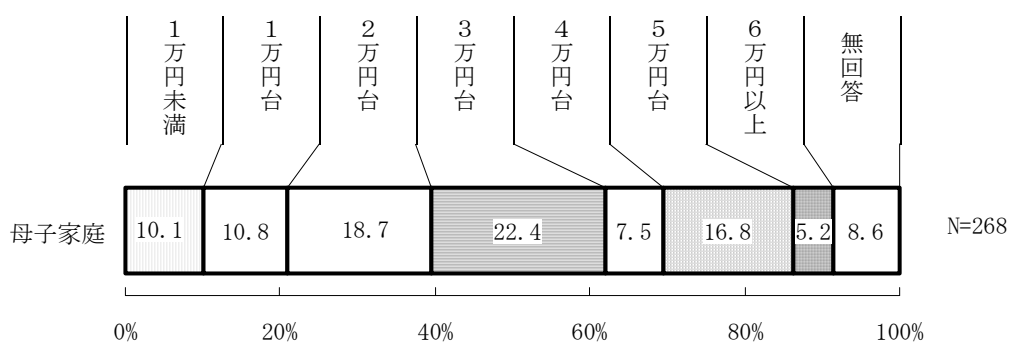
【養育費を受け取る子どもの数】

「1人」が45.9%で最も高く、「2人」が39.9%となっています。



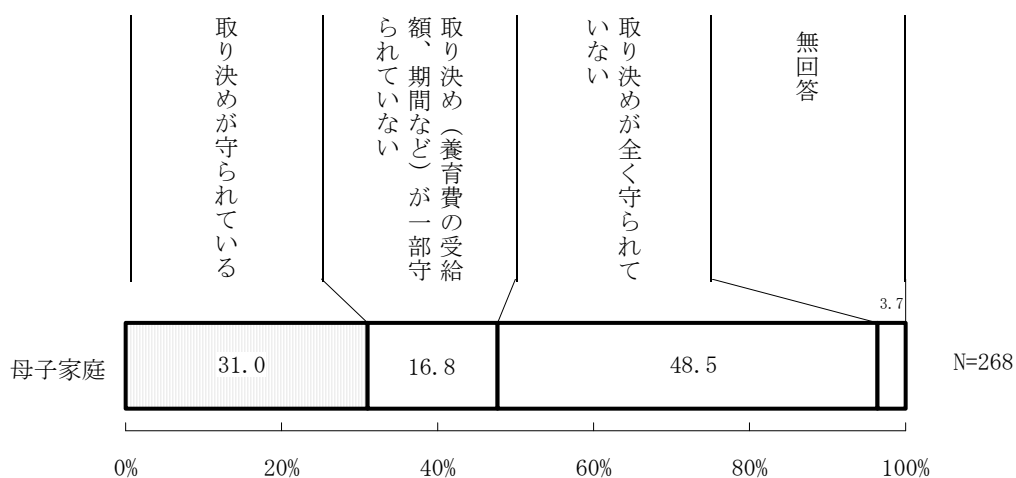
【1人当たりの養育費の合計月額】

「3万円台」が22.4%と最も高く、ついで「2万円台」が18.7%、「5万円台」が16.8%となっています。



【取り決めの順守】

「取り決めが全く守られていない」が48.5%を占め、「取り決めが守られている」は31.0%となっています。

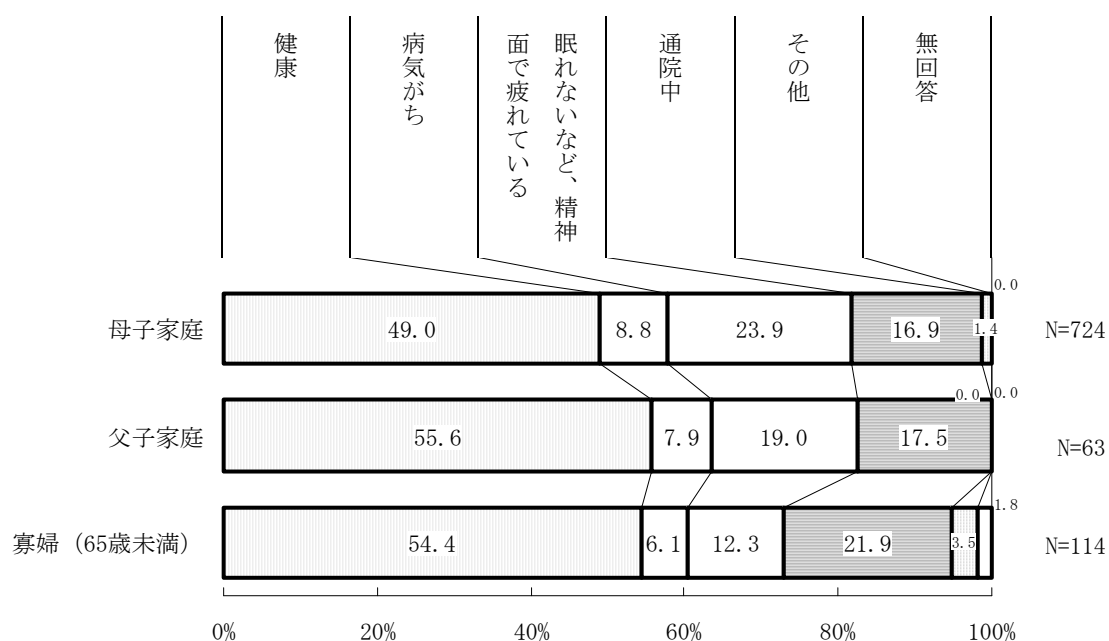


（５）健康や生活についての実感と心配事や悩み

１．現在の健康状態

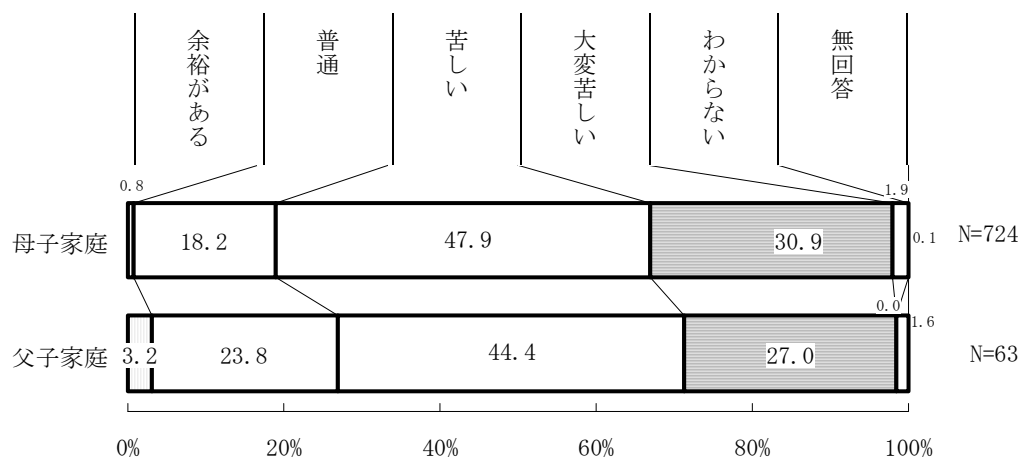
母子家庭・父子家庭、寡婦（65歳未満）いずれも「健康」の割合が最も高く、母子家庭 49.0%、父子家庭 55.6%、寡婦（65歳未満） 54.4%となっていますが、母子家庭はその割合が半数を下回っています。母子家庭の母親の4人に1人、父子家庭の父親の5人に1人が「眠れないなど、精神面で疲れている」と答えています。

また、「通院中」は母子家庭で 16.9%、父子家庭で 17.5%となっており、寡婦（65歳未満）では 21.9%と5人に1人の割合となっています。



２．現在の生活の状況

母子家庭・父子家庭ともに「苦しい」が半数近くを占め、「大変苦しい」と合わせると、母子家庭で 78.8%、父子家庭で 71.4%と高くなっています。

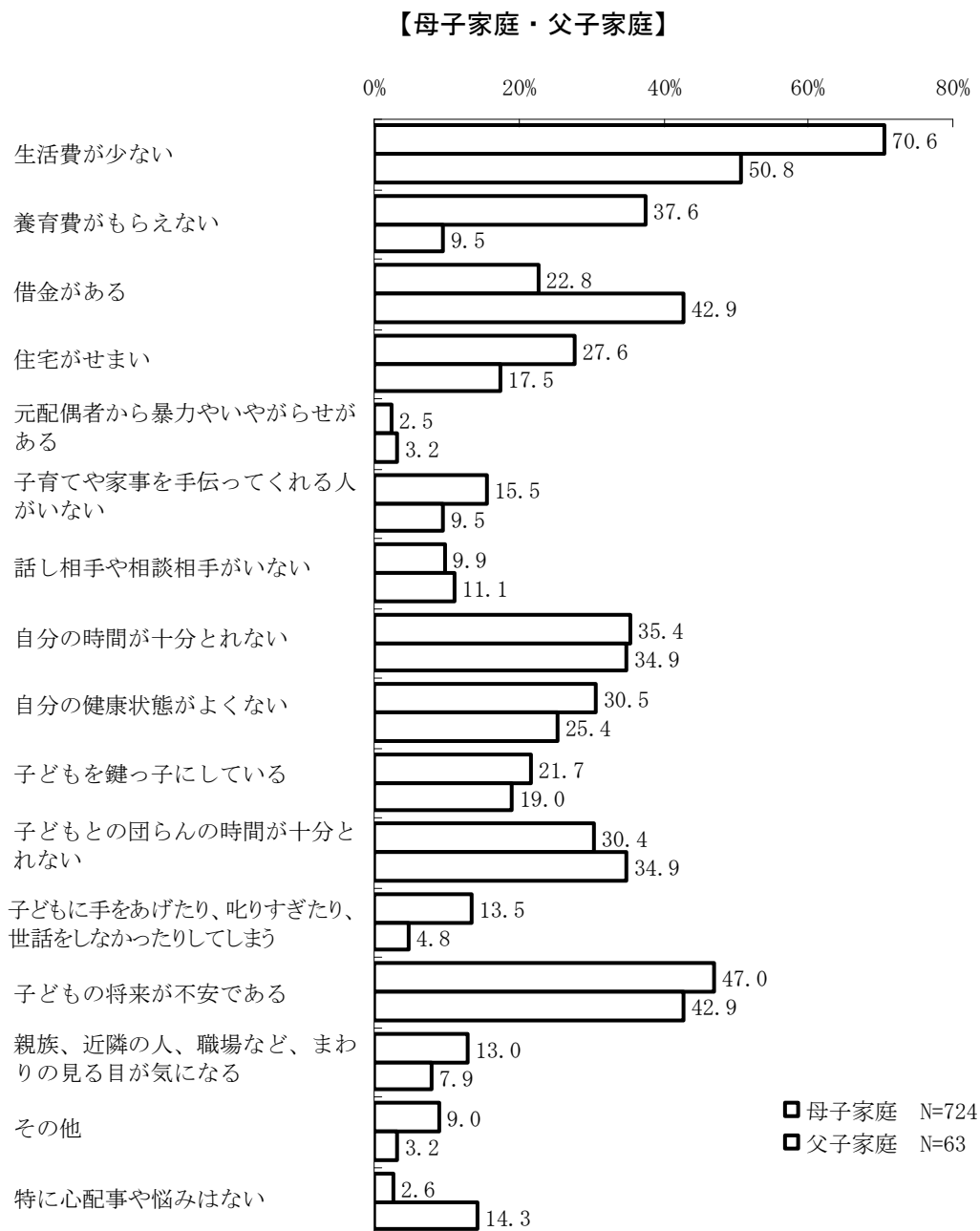


3. 現在の心配事や悩み

母子家庭・父子家庭ともに「生活費が少ない」が最も高く、特に母子家庭では70%以上にのぼっています。次に「子どもの将来が不安である」(母子家庭47.0%、父子家庭42.9%)が高くなっています。父子家庭は「借金がある」も42.9%と高い割合を占めています。

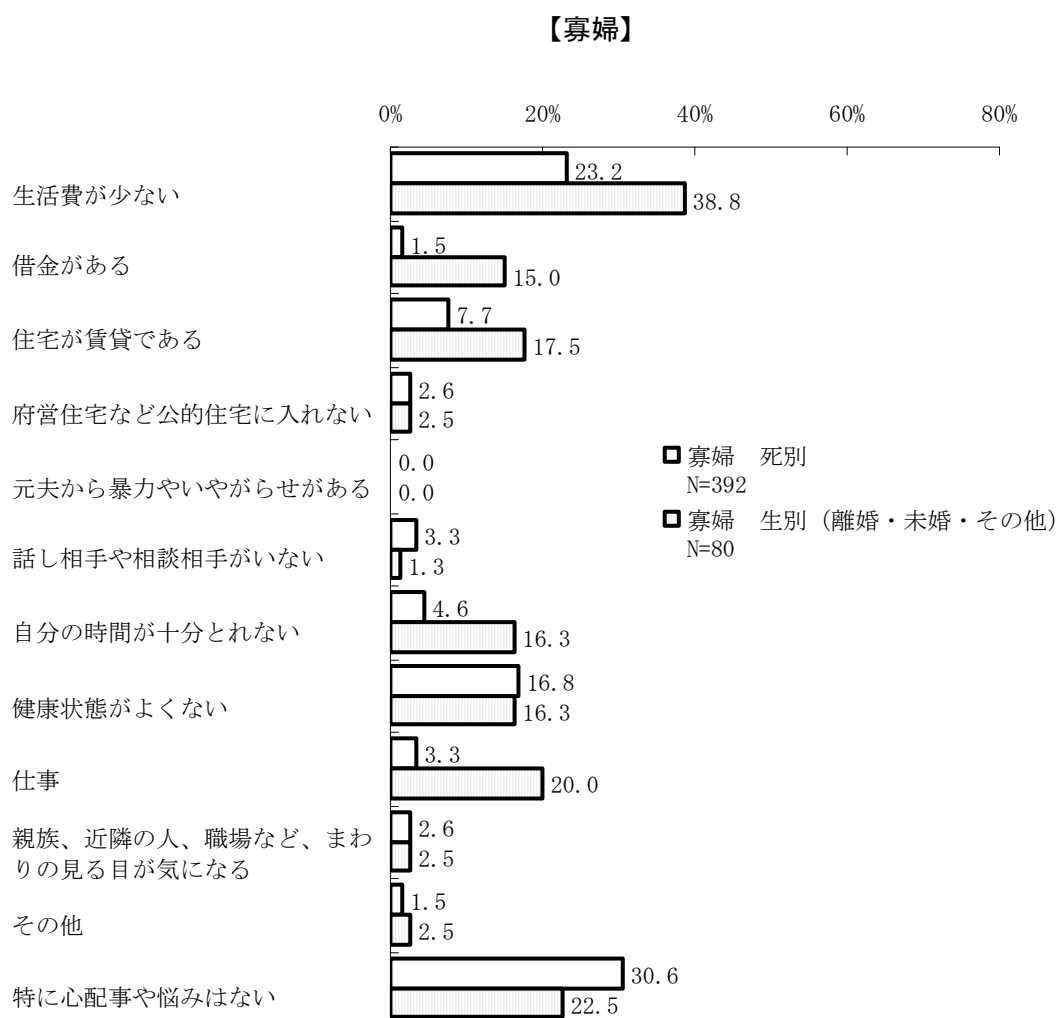
また、「自分の時間が十分とれない」、「子どもとの団らんの時間が十分とれない」も母子家庭・父子家庭ともに30%を超えています。

母子家庭では、「養育費がもらえない」が37.6%と高く、なっています。



寡婦においては、「死別」では「特に心配事や悩みはない」が 30.6%と最も高く、ついで「生活費が少ない」が 23.2%となっています。「生別」（離婚・未婚・その他）の場合は、「生活費が少ない」が 38.8%と最も高く、また、「借金がある」が 15.0%となっています。

「死別」と「生別」（離婚・未婚・その他）を比較すると、「生別」（離婚・未婚・その他）の方が「生活費が少ない」「借金がある」「住宅が賃貸である」「自分の時間が十分とれない」「仕事」での割合が高くなっています。

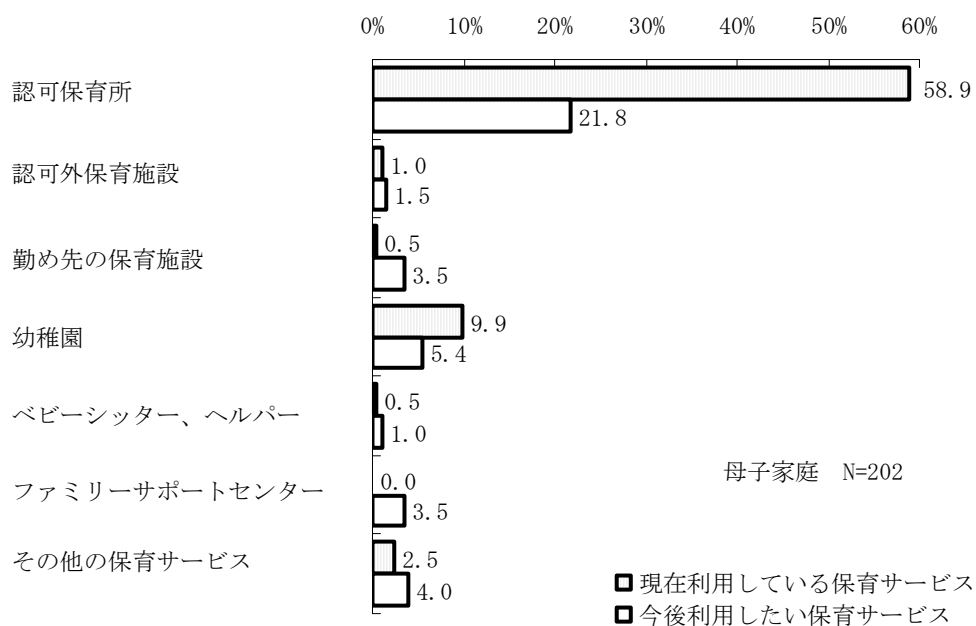


（６）ひとり親家庭の自立支援策

１．就学前の子どもを対象にした子育て支援の利用状況

現在利用している保育サービスは「認可保育所（園）」が 58.9%と最も高く、ついで「幼稚園」が 9.9%となっています。その他に利用している保育サービスはいずれも 3%以下となっています。

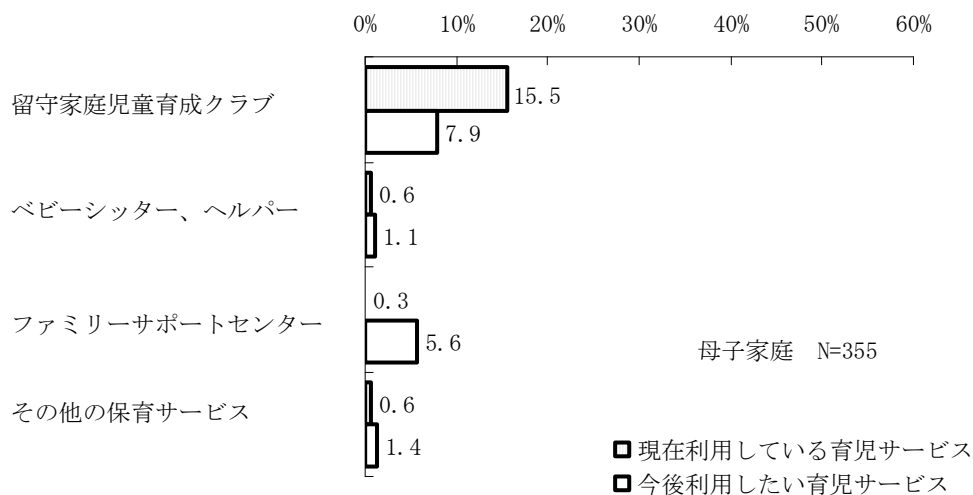
※父子家庭の回答は無回答が 9 割を超えていたため、掲載しておりません。



２．小学生への子育て支援の利用状況

現在利用している育児サービスは「留守家庭児童育成クラブ」が最も高く、15.5%となっています。

※父子家庭の回答は無回答が 9 割を超えていたため、掲載しておりません。



3. 子育てや就業に関するサービスや機関の利用状況

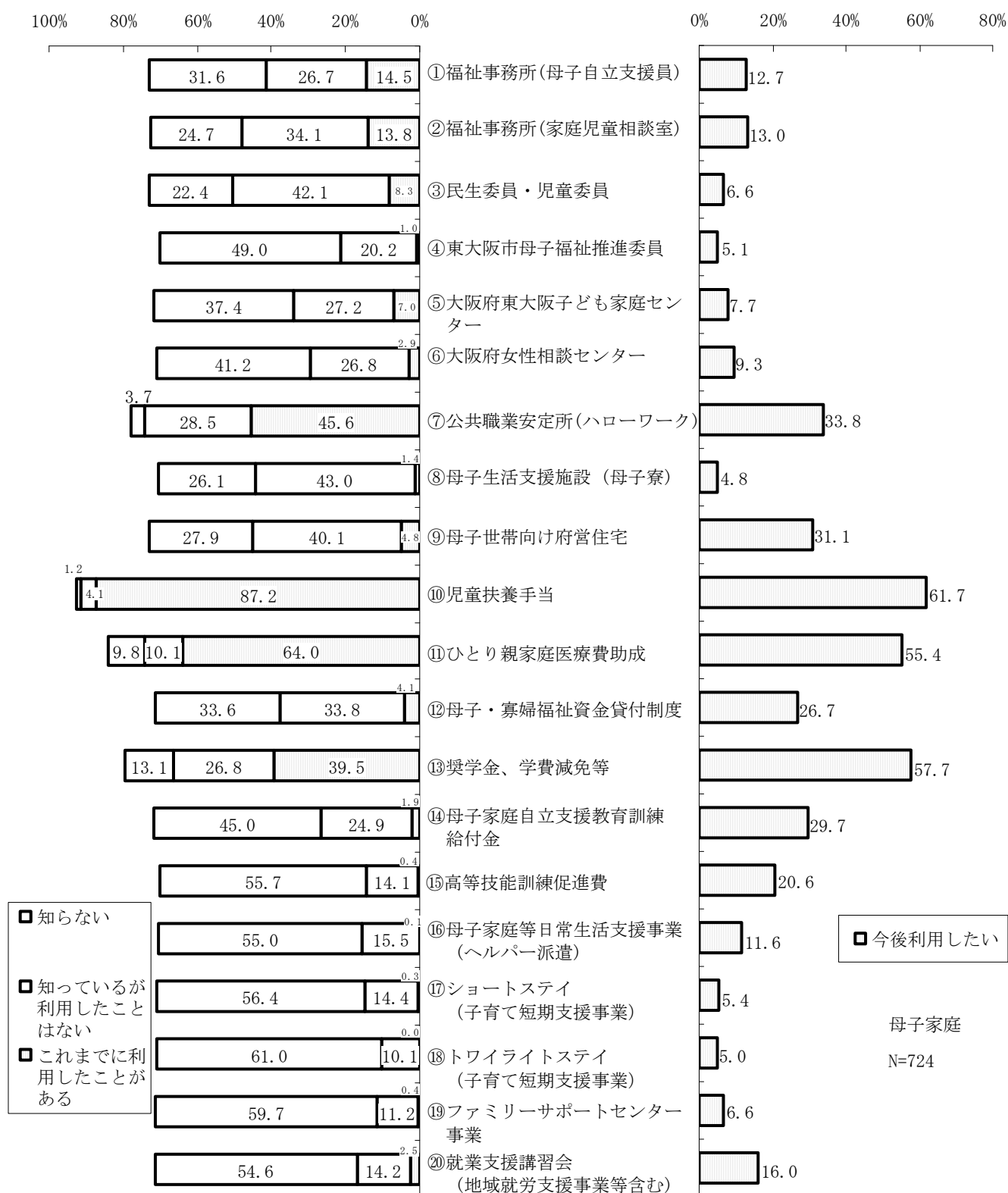
子育てや就業に関するサービスや機関で利用の割合が高いものは、「⑩児童扶養手当」(87.2%)、「⑪ひとり親家庭医療費助成」(64.0%)、「⑦公共職業安定所(ハローワーク)」(45.6%)、「⑬奨学金、学資減免等」(39.5%)です。「⑮高等技能訓練促進費」以下の番号の項目については「知らない」が50%を超えています。

一方、今後の利用意向をみると、割合の高いものは、「⑩児童扶養手当」(61.7%)、「⑬奨学金、学資減免等」(57.7%)、「⑪ひとり親家庭医療費助成」(55.4%)で、利用率の高さと同じ傾向になっています。また、「⑭母子家庭自立支援教育訓練給付金」は「これまでに利用したことがある」が1.9%と少なく「知らない」が45.0%と高くなっていますが、「今後利用したい」が29.7%と、利用意向は高くなっています。

※父子家庭の回答は、ほとんどの項目において無回答が半数を超えているため、結果報告には掲載しておりません。

【現在の利用状況】

【今後の利用意向】



4. サービスを利用しない理由

自由記述でサービスを利用しない理由をたずねたところ、回答者は母子家庭 346 人、父子家庭 19 人、寡婦 50 人の回答があり、母子家庭・父子家庭の回答では、「サービスを知らない（どう利用していいのか分からない）」と答えた人が 143 人と全体の約 40%を占めています。次に「必要ない」、「時間がない（申し込み時間に都合が合わない）」、「サービスの対象でない・条件が合わないから」がそれぞれ 10%前後となっています。

父子家庭 19 人中 7 人が「父子だから（父子家庭に必要な支援策がない）」と回答しています。

寡婦では「必要ない」と「子どもが大きいから」が 60%を占めていますが、「知らない（母子当時はなかった）」が 18.0%となっています。

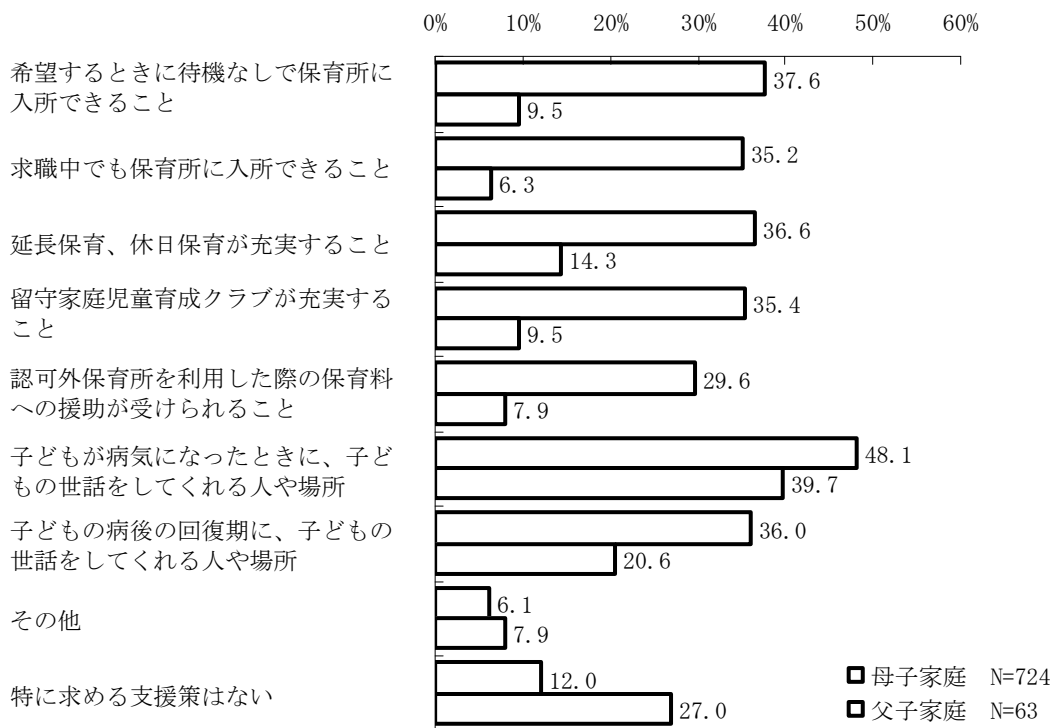
母子家庭・父子家庭 サービスを利用しない理由	件数	割合
知らない（どう利用していいのか分からない）	143	39.2
必要ない	53	14.5
時間がない（申し込み時間に都合が合わない）	46	12.6
サービスの対象でない・条件が合わないから	33	9.0
窓口の対応が悪い	24	6.6
頼らずにやっていきたいから	13	3.6
プライバシーが保護されていないから	13	3.6
父子だから（父子に必要な支援策がない）	7	1.9
費用が高い	2	0.5
その他	31	8.5
合計	365	100.0

寡婦 サービスを利用しない理由	件数	割合
必要ない	18	36.0
子どもが大きいから	12	24.0
知らない（母子当時はなかった）	9	18.0
高齢のため	4	8.0
頼らずにやっていきたいから	3	6.0
窓口の対応が悪い	1	2.0
その他	3	6.0
合計	50	100.0

5. 子育てと仕事の両立支援策への希望

母子家庭では、「子どもが病気になったときに、子どもの世話をしてくれる人や場所」が48.1%で最も高くなっています。次に、「希望するときに待機なしで保育所に入所できること」、「延長保育、休日保育が充実すること」、「子どもの病後の回復期に、子どもの世話をしてくれる人や場所」、「留守家庭児童育成クラブが充実すること」が35%以上と高く、ほとんどの項目が30%を超えています。

父子家庭では母子家庭と同様に「子どもが病気になったときに、子どもの世話をしてくれる人や場所」が39.7%で最も高く、次に「子どもの病後の回復期に、子どもの世話をしてくれる人や場所」が20.6%、「延長保育、休日保育が充実すること」が14.3%となっていますが、他の支援策については10%以下にとどまっています。



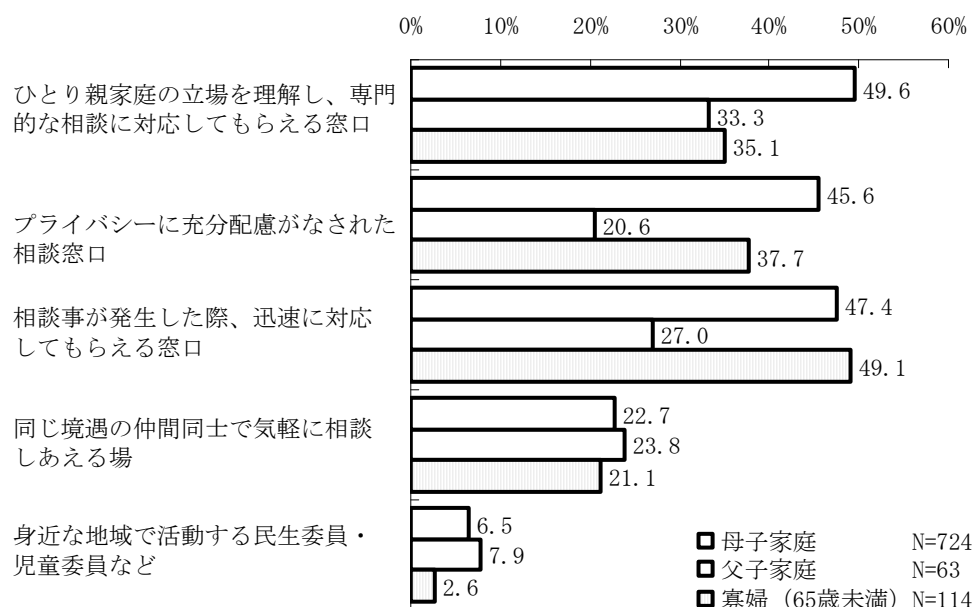
（７）相談の場のあり方や国、市に望む支援策

１．望ましい相談の場

母子家庭では、「ひとり親家庭の立場を理解し、専門的な相談に対応してもらえる窓口」「相談事が発生した際、迅速に対応してもらえる窓口」「プライバシーに充分配慮がなされた相談窓口」がほぼ同率で 45% を超えています。

父子家庭では、「ひとり親家庭の立場を理解し、専門的な相談に対応してもらえる窓口」が 33.3% で最も高く、次に「相談事が発生した際、迅速に対応してもらえる窓口」となっています。

寡婦（65 歳未満）では、「相談事が発生した際、迅速に対応してもらえる窓口」が約半数にのぼっています。

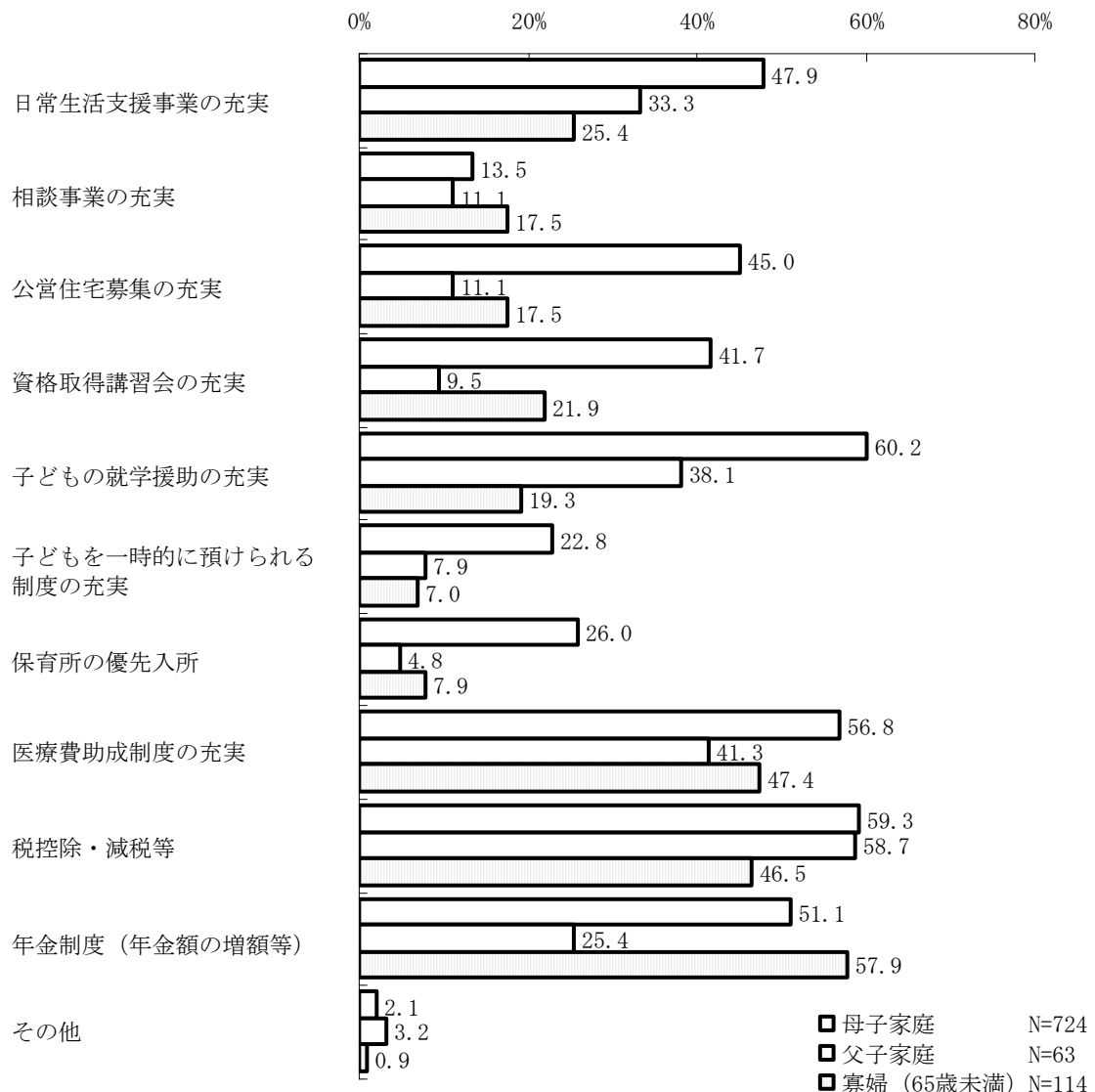


2. 国、市の施策への要望

母子家庭では、「子どもの就学援助の充実」が60.2%で最も高く、「税控除・減税等」、「医療費助成制度の充実」が60%弱で金銭面での支援が上位を占めています。また、「年金制度（年金額の増額等）」、「日常生活支援事業の充実」も50%前後と高い割合となっています。

父子家庭では、「税控除・減税等」が58.7%で最も高い割合となっています。

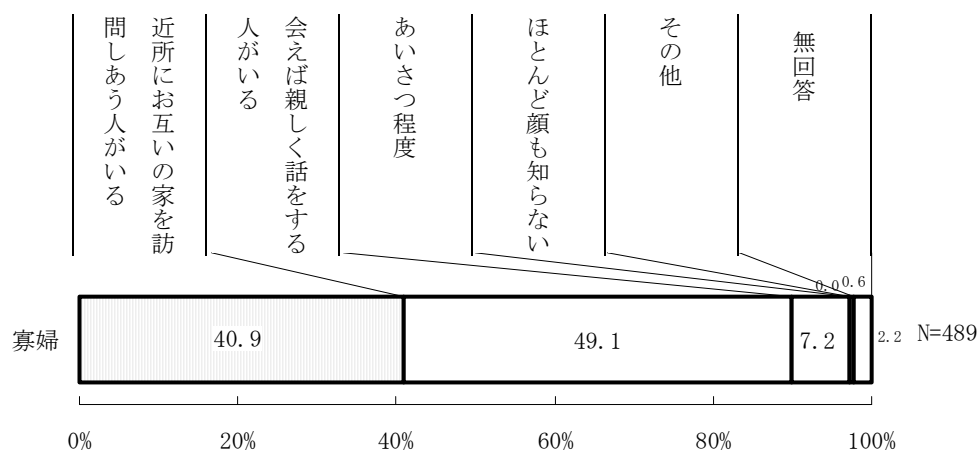
寡婦（65歳未満）では、「年金制度（年金額の増額等）」が57.9%で最も高く、次に「医療費助成制度の充実」（47.4%）、「税控除・減税等」（46.5%）が40%台となっています。



（８）寡婦における生活状況・就業意向・高齢期の暮らしの希望

１．近所とのつきあいの程度

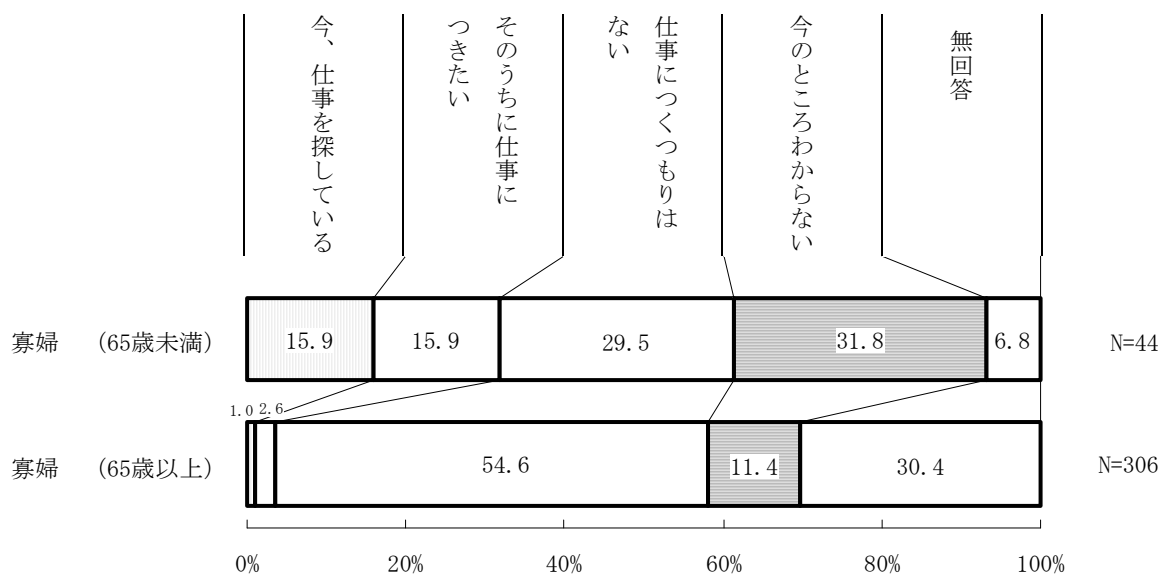
「会えば親しく話をする人がある」が約半数を占め、「近所にお互いの家を訪問しあう人がある」が40.9%となっています。90%の人が近所と親しくつきあっています。



２．就業の意向

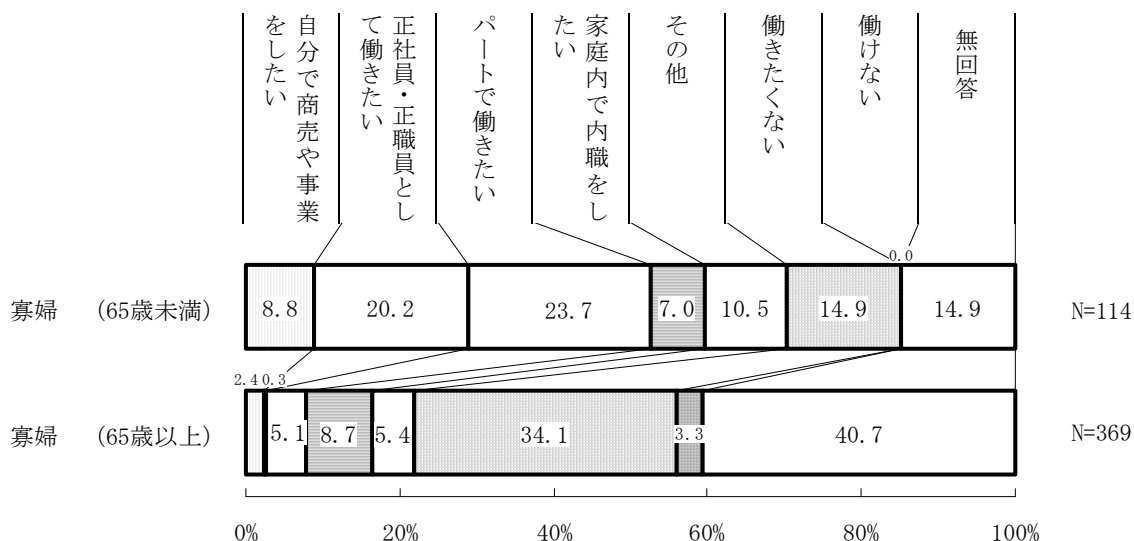
現在働いていない人に今後の就業意向についてたずねたところ、65歳未満では、「今のところわからない」と「仕事につくつもりはない」がそれぞれ約30%となっている。「今、仕事を探している」と「そのうちに仕事につきたい」が同率の15.9%で合わせると30%強の人が就職を望んでいます。

65歳以上では、「仕事につくつもりはない」が過半数を占めています。



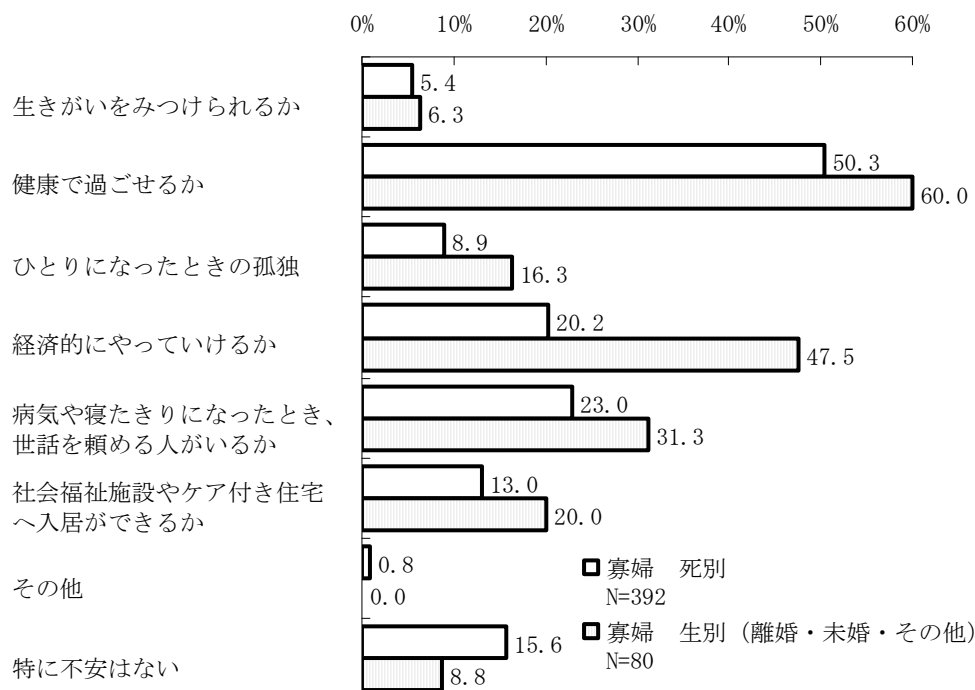
3. 就業形態の希望

65歳未満では、「パートで働きたい」が23.7%で最も高く、ついで「正社員・正職員として働きたい」が20.2%となっています。



4. 高齢期の生活の不安

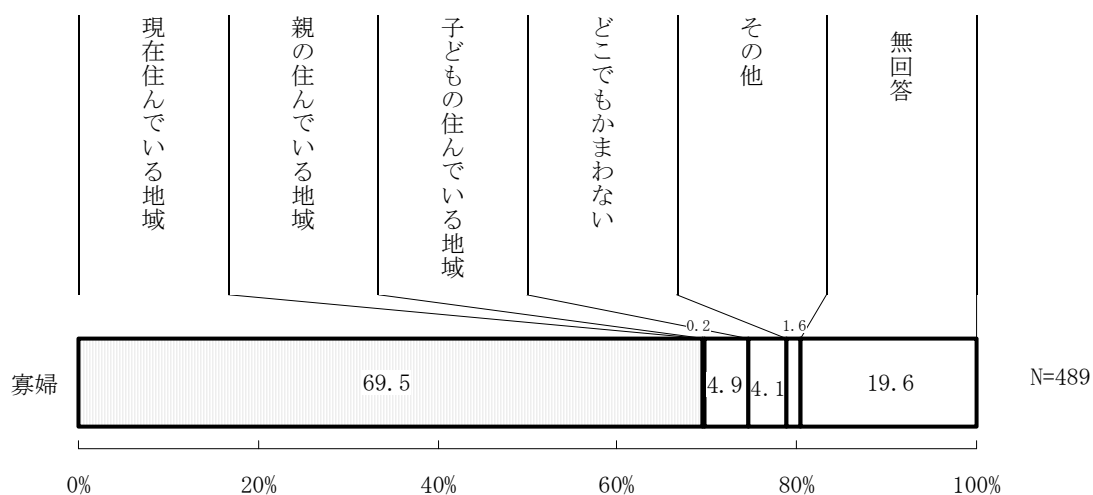
死別、生別（離婚・未婚・その他）ともに「健康で過ごせるか」が50%以上と最も高く、次に、生別（離婚・未婚・その他）では「経済的にやっていけるか」が47.5%となっています。



5. 高齢期の暮らしの希望

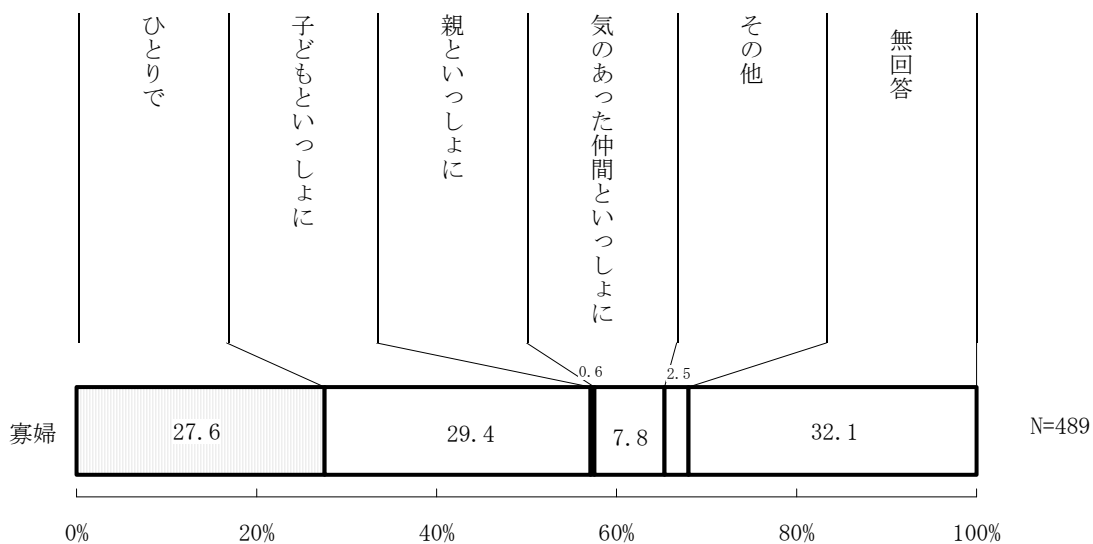
<どこで>

「現在住んでいる地域」が最も高く、69.5%を占めています。



<どのように>

「子どもとひとしよに」が29.4%、「ひとりで」が27.6%となっています。



3 ひとり親家庭を取り巻く現状と課題

(1) ひとり親家庭の経済的自立のための就業支援の必要性

◆安定した就業先の確保

母子家庭の母親が収入や雇用条件の安定した仕事に従事し、経済的に自立できることは、母親本人のみならず、子どもの成長にとっても重要なことです。また、高齢期に自活していける経済力をもつことにもつながります。

しかし、「ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭、寡婦）のアンケート調査」（以下「アンケート調査」という）では、母子家庭の母親の 18.8%、父子家庭の父親の 12.7%が無職です。

一方、母子家庭の母親の 81.1%が働いているものの、その 56.2%が「パート・アルバイト・嘱託社員など」という不安定な働き方です。

こうした状況を反映して、働いている母子家庭の母親のうち、半数は年収 200 万円未満の低収入であり、現在の生活状況について、母子家庭・父子家庭ともに「大変苦しい」と約 30%が感じる、極めて厳しい状況にあり、母子家庭の母親の安定した就業先の確保が強く求められています。

◆効果的な就業相談の実施

母子家庭の母親では、母子家庭になる前からの仕事を続けている割合は 2 割にも満たず、新たに就職した者、転職した者、仕事を追加した者を合わせると 6 割を超えています。

母子家庭という状況の中での就職活動の主な問題点としては、「子どもが小さいことを問題にされた」「年齢制限のため仕事がなかった」「時間条件のあう仕事がなかった」などがあげられます。就業にあたって子育てと両立できることが求められる一方で、自立できる収入の確保が必要となるのですが、雇用・就業に至る前段階において、その機会から阻害されていることとなります。

また、母子家庭であるがゆえに、特に子どもにさびしい思いをさせたくないとの配慮も含めて、仕事と子育ての両立のためにやむを得ずパートタイムなどの就業形態を選んでいる場合もあり、それによって生活が厳しくなるという状況がみられます。

求職活動や子育てとの両立など、就職に関する様々な困難によって、職探しをする気力も体力も消耗してしまう可能性もあり、その精神的な支えとなって就業意欲を高め、効果的な就業相談のできる“就業に関するアドバイザー”の存在が必要です。

また、母子自立支援員やハローワーク、就労支援センター等、母子家庭の母等の就業支援関係者が集まり、情報交換や共通理解を深めるための連絡調整会議を設置することが求められます。

◆多様なニーズに応じた能力開発事業の実施と情報提供

新たに就職した母親については、就業の経験がない者や一定期間を専業主婦として過ごした後の再就職者であると考えられます。そうした母親に対しては、就職の準備

講座として就業に必要な基礎知識や心構えを学ぶ機会や、安定した仕事につくための技能の習得、あるいは、起業のためのノウハウを習得する機会の提供が不可欠です。

「アンケート調査」で講習会の開催についての要望をたずねたところ、「受講料の軽減」が圧倒的に高かったのですが、「居住地に近い場所での開講」「土日祝の開講」などの要望もあがっています。こうした多様なニーズに対応しながら、母子家庭の母親が参加しやすい就業支援講習会を開催する必要があります。

また、現在、本市においては、技能や資格取得のための経済的支援として自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費の支給を行っており、年々利用者が増加しているところです。

◆雇用先の協力

国においては、母子家庭の母親の雇用・就業機会の増大を図る方策として、常用雇用転換奨励金事業、特定求職者雇用開発助成金の活用を呼びかけています。本市においても、母子家庭の母親の経済的自立の支援策として実施を検討し、雇用の促進を企業に働きかける必要があります。

トライアル雇用奨励金の活用についても企業に周知を図るなど、正社員としての採用促進策を早急に整備することなどが強く求められています。

また、母子家庭の母親等の希望する就業条件により近い求人を確保するために、様々な機会を活用して、企業や経営団体等に対して、ひとり親家庭の母親・父親・寡婦の雇入れを促進するよう理解を求める啓発を行う必要があります。

◆雇用条件・職場環境の整備

ヒアリングからは、「ホームヘルパーの資格を取得して就業する場合も派遣契約の場合が多く、収入は低く自立は難しい。医療事務の場合も同様のことが多い。また、トライアル雇用でも3ヶ月までといったことでは安定に結びつかない。公的機関の非常勤職員などで清掃や調理場の仕事があっても、時給が安く、経済的に自立できる金額ではない」と、仕事を確保したとしても、それだけで家族が生活できるわけではない実態が浮かびあがります。

こうした雇用状況の悪さは、母子家庭のみならず女性全体の問題であり、正規職員と非正規職員の賃金や待遇の格差は、社会全体の雇用の問題でもあります。

ひとり親家庭も含めて、女性も男性も、子育てと仕事の両立をしやすいような社会の実現を強く求める必要があります。

◆「母子家庭等就業・自立支援センター」事業の実施

以上の状況をふまえ、市民に身近な行政として、ひとり親家庭に対して、相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供等に至るまでの一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、「母子家庭等就業・自立支援センター」事業の実施が求められています。

東大阪市母子家庭教育訓練給付金事業の実施状況

	申請件数	支給件数
平成 15 年度	10 件	7 件
平成 16 年度	62 件	40 件

東大阪市母子家庭教育訓練給付金事業の資格別件数

	ホームヘルパー	医療事務	パソコン関連	その他
平成 15 年度	7 件	2 件	1 件	0 件
平成 16 年度	41 件	14 件	2 件	4 件

(2) ひとり親家庭への子育てや生活への支援の必要性

◆働きながら子どもを育てることのできる子育て、生活の支援

ひとり親家庭においては、仕事と家事や子育てを一人で担わなければならない分、家事・子育てに対する負担感は大いものと推察されます。「アンケート調査」の自由意見を通して、家計を担う責任と子どもの養育や愛情のはざまに悩む姿が浮かびあがっています。

同調査の中のひとり親家庭になった直後に受けた支援をみると、子どもの世話（日常的、病気のとき）、相談相手、生活費、住宅、保証人と多岐にわたっています。また、行政に希望する支援策としては、子どもの病気時の世話や公営住宅への入居、保育所への入所など、実際に直面している困難への具体的な支援が多く望まれています。

本市においては、「次世代育成支援行動計画 ～東大阪市子育て・子育てスクラム 21～」に基づき、待機児童解消をめざして保育所の増改築による定員の増員を図るとともに、就業形態の多様化に対応するため、延長保育など様々な施策を展開しているところです。ひとり親家庭については、一人で子育てをする負担感の軽減や仕事と子育ての両立の支援を目的に、入所選考基準の設定を行うとともに、ひとり親家庭のニーズに対応した保育サービスを提供していく必要があります。

留守家庭児童育成クラブについては、現在小学校 3 年生までの実施ですが、同調査の自由意見の中では、6 年生までの延長と夏休みなど長期休暇における時間延長の要望が多くありました。ひとり親家庭の親が安心して子育てと仕事を両立できる社会環境の整備の観点から、留守家庭児童育成クラブの充実が求められています。

また、ひとり親家庭の生活支援として「母子家庭等日常生活支援事業（ヘルパー派遣）」「ショートステイ（子育て短期支援事業）」「トワイライトステイ（子育て短期支援事業）」「ファミリー・サポート・センター事業」を実施しているところですが、調査の中では、こうしたサービスを知らないとする割合が 5 割を超えています。情報を必要としている人に行きわたるよう、情報提供に工夫が必要です。

◆発達段階に応じた子どもへのサポート

子育て短期支援事業（トワイライトステイ・ショートステイ）などを利用する場合、子どもは、家庭から保育所や学校、留守家庭児童育成クラブ、子育て短期支援事業の実施場所など、現行のしくみの中で大人の都合に合わせて、転々と居場所を変えなければならない、子どもにとっては負担になる場合も考えられます。

また、母子、父子を問わず親との離死別や、その後の生活の変化は、精神面に大きな影響を受けます。

子どもの安心できる居場所づくりとともに、成長過程における諸問題について気軽に相談できる場所や支援が必要とされます。

◆住宅確保への支援

生活の基盤である住居の状況をみると、父子家庭や寡婦では持ち家率が半数を超えているのに対して、母子家庭は16.3%と低く、「民間の賃貸住宅」の割合が51.8%、「公営住宅」は8.6%となっています。アンケート調査の自由意見の中には、「公営住宅への入居希望」もしくは、民間の賃貸住宅家賃の補助の要望が数多くありました。

公営住宅への優先入居の取扱いとともに、民間の賃貸住宅に入居の場合には適切な対応がとれるよう検討することが求められています。

◆父子家庭に対する支援

父子家庭の場合には、「アンケート調査」でひとり親家庭になった直後に受けた支援をみると、約半数が「親や親族から」の援助を受けていますが、その内容は、「日常の子どもの世話」「日常の家事援助」「子どもが病気のときの世話」に集中しています。また、母子自立支援員へのヒアリング調査の中では、子どもへの対応や世話の仕方がわからないといった訴えが父親からあると報告されています。

育児や家事などで悩む父子家庭への子育て・生活支援の充実が求められます。

◆寡婦に対する総合的な生活支援

「アンケート調査」によれば、寡婦においては、約5割が高齢期を健康で過ごせるかという不安をもっているものの、9割の人が近所には親しくする人がおり、現在住んでいる地域にずっと住みたいという人は7割となっています。

しかし、年間総収入をみると、約4割が200万円未満であり、「生活費が少ない」ことが悩みのトップとなっています。高齢期の女性の収入の少なさは寡婦に限るものではなく、高齢者福祉施策としての対応が求められています。

◆ひとり親家庭に対する理解の促進

本市の「東大阪市次世代育成支援行動計画 ～東大阪子育て・子育てスクラム21～」においては、次世代育成における主要な課題のひとつとして「ひとり親家庭への支援」

を掲げ、施策を進めているところですが、社会全体が、こうしたひとり親家庭を家族形態のひとつとして捉え、理解を深めていく必要があります。

母子生活支援施設の入所理由別入所状況（平成 15 年度）

	全国	
	入所世帯数	理由別割合
総数	2,552	100.0%
夫等の暴力	1,106	43.3%
経済的理由	539	21.1%
住宅事情	511	20.0%
入所前の家庭内環境の不適切	210	8.2%
母親の心身の不安定	82	3.2%
その他	104	4.1%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

母子生活支援施設の入所理由別入所状況（平成 16 年度）

	入所世帯数		理由別割合
	高井田ホーム ^{※1}	他市 ^{※2}	
総数	11	11	100.0%
夫の暴力(児童虐待含む)	6	11	77.3%
住むところなし	4	0	18.2%
その他	1	0	4.5%

※1 市立高井田ホーム入所数（他市よりの入所受入を含む）

※2 東大阪市から他市ホームへの入所実施数

ショートステイ事業の利用状況

	人員	日数
12 年度	28	258
13 年度	22	161
14 年度	19	115
15 年度	22	198
16 年度	20	238

トワイライトステイ事業の施設別利用状況

	人員	日数
12 年度	1	9
13 年度	3	17
14 年度	2	12
15 年度	1	14
16 年度	2	23

*人員については実人員

(3) 養育費の確保に向けた支援の必要性

未成年の子どもがいる夫婦が離婚した場合、父母のどちらかを親権者として定めることとなりますが、その養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではありません。

母子及び寡婦福祉法の第5条において、ひとり親家庭の子どもに対して、子どもを監護しない親にも扶養義務の履行に努めなければならないとし、国及び地方公共団体は子どもを監護しない親の扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように努めなければならないと明記しています。

また、平成16(2004)年4月の民事執行法の改正により、一度でも不払いがあった場合、養育費を取り決めた公正証書や調停調書、裁判の判決文など公的文書があれば、過去から将来にわたっての強制執行ができるようになりました。

しかし、離婚の際に、財産分与や子どもの養育費などについて十分な話し合いができないまま、離婚するケースが少なからずあります。

「アンケート調査」によると、何らかの取り決め文書を交わしている割合は4人に1人にすぎません。さらに、取り決め(文書ではない取り決めも含める)が守られている割合は約30%、一部守られている割合は16%となっており、親権者とならなかった親からの養育費は子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいません。

養育費の履行を当事者のみにゆだねるのではなく、母子家庭等の子どもが必ず養育費を取得できるよう、養育費に関する広報・啓発活動を推進する必要があります。

また、養育費の確保は、ひとり親家庭の子どもの当然の権利であり、健やかな成長のために欠かせないものであるという観点から、子どもを監護しない親がその責務を果たしていくべきことを社会全体が当然のこととする気運を醸成していくことが重要です。

(4) 経済的支援の必要性

◆経済的支援の整備、充実の必要性

「アンケート調査」によると、ひとり親家庭の年間総収入は、母子家庭の場合は200万円未満の世帯が約50%、父子家庭では、一般世帯の平均所得589万円を下回る550万円未満が70%弱となっています。そして、現在の生活状況を「大変苦しい」と認識している割合は、母子家庭で30.9%、父子家庭で27.0%、「苦しい」を加えると母子

家庭の約 80%、父子家庭の約 70%にのぼります。

就業による経済的自立が困難なひとり親家庭や、ひとり親家庭になった当初で生活が不安定な家庭においては、自立をめざした就業支援を補完する施策として経済的援助や経済的負担を軽減するための支援策が強く望まれています。

◆ひとり親家庭にとっての児童扶養手当の重要性

児童扶養手当については、平成 15（2003）年 4 月の児童扶養手当法の改正により、離婚後等の激変期に集中的に対応するものとして見直され、手当の支給開始から 5 年後（例外措置として、3 歳未満の子どもがいる場合は、3 歳になった翌月から 5 年）に減額することになり、減額幅は「二分の一に相当する額を超えることができない」とされ、最大半分まで削減されることになりました。また、「児童扶養手当の支給を受けた母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければならない」と明記し、自立を促しています。

しかし、「アンケート調査」の自由意見では、「今まで一生懸命働いて足りない分を児童扶養手当のおかげでなんとか生活してきましたが、今後手当も減り、子どもは中学、高校とあがるにつれ、どうやって生きていけばいいか不安でいっぱいです」「児童扶養手当が減らされるときつい。子どもに留守番をさせ朝から晩まで働く時間が増え、子どもとのコミュニケーションが取れなくなる」など、児童扶養手当の必要性を訴える多くの声が寄せられています。

改正された児童扶養手当法の関係政令については、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費確保策等の進展及び離婚の状況などをふまえ、かつ、5 年後の適用にあたり十分な時間的余裕をもって制定するものとしています。児童扶養手当が母子家庭の生活の安定にとって重要であるという観点から、今後の動向を注視していく必要があります。

◆経済的支援策の充実と情報提供の必要性

本市においては、これまで母子・寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭医療費の助成、奨学金・学費減免、母子家庭自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費など、母子家庭に向けた様々な経済的支援を行ってきました。

「アンケート調査」によると、現在の心配事や悩みとして「生活費が少ない」ことについて、「子どもの将来が不安である」が母子家庭で 47.0%、父子家庭で 42.9%となっており、国や市への施策の要望としても、母子家庭では「子どもの就学援助の充実」が一番に選ばれ、60.2%となっています。また、自由意見にも、「いま、中学 1 年生。これからお金がかかる時期で、このままでは高校、大学に行けるかと将来が不安です」などの意見が多く寄せられており、就学援助の必要性が高くなっています。

また、「アンケート調査」によれば、ひとり親家庭医療費助成と奨学金・学費減免等については認知度が高いものの、母子家庭自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費については「知らない」とする割合が約 50%となっています。これらの事業は、当事者から

の申請に基づく事業であることを考慮し、今後は、すべてのひとり親家庭に行きわたるよう、多様な媒体を活用して広く情報提供していく必要があります。

◆父子家庭への経済的支援の必要性

父子家庭の父親からは、経済的支援については、母子家庭を対象にしたものがほとんどですが、母子家庭と同様の支援を望む声が寄せられています。

父子家庭においてもひとり親家庭に対する施策としての充実が必要です。

（５）相談機能・情報提供活動の充実

◆相談機能の充実

本市においては、現在、東、中、西福祉事務所には、「母子自立支援員」をそれぞれ１名ずつ計３名配置し、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援に取り組んでいます。また、その他にも、ひとり親家庭にかかわる窓口として様々な課や機関があります。

母子自立支援員の業務は、母子家庭の母親や寡婦に対して自立に必要な情報提供や相談に応じるものですが、様々な個別の相談に適切な指導・助言を行うためには、ひとり親家庭や就業に関する法制度や就業支援施策等について十分な知識をもち、相談に関して十分な経験を有する必要があります。

また、ひとり親家庭にかかわる担当窓口や関係機関の担当者は、ひとり親家庭の当事者と直接対応する立場にあることから、一人ひとりの個別の不安や悩みに的確に対応できなければなりません。より専門性を高めるための研修会の開催などを通して資質の向上に努めることが求められます。

また、相談窓口については、当事者が利用しやすい体制を整える必要があります。

◆各種施策に関する情報提供活動の充実

「アンケート調査」によると、本市が進めている様々な自立支援策への認知状況の低いことがわかります。広報の充実により、多くのひとり親家庭に各種施策を知ってもらうことが重要です。

また、窓口が分かれていることによって利用者が不便を感じている場合も多く、今後は、関係課、関係機関、母子寡婦福祉団体などが連携を図り、様々な施策の情報を得ることができるようにしくみづくりを進める必要があります。

父子家庭の父親においては、「アンケート調査」の中のひとり親になった直後に受けた支援先のほとんどが「親や親族から」という結果からも推察できるように、現在の社会状況の中では、男性が相談のために自ら出向くということは少ないと思われます。そのため、インターネットや携帯電話用サイトなど様々な媒体によって情報提供するなどの工夫が必要です。

（６）関係機関及び当事者同士の連携の強化

ひとり親家庭の自立促進に向けて有効な支援を行っていくためには、就業を支援する労働部門と子育てや生活に関する支援を行う子育てや福祉関連部門との連携は極めて重要です。

また、自治体だけでなく、母子寡婦福祉団体や市民団体など様々な関係者が協力し、緊密に連携しながら、きめ細かな施策を展開することも重要です。

また、ひとり親家庭の一人ひとりの心の安定と社会的な自立を図るためには、当事者同士が相互に支え合い、交流を深めることは大きな力となります。母子家庭や父子家庭の親子、寡婦の自主的なグループや団体活動を支援していく必要があります。

東大阪市 平成 16 年度母子自立支援員相談指導の内訳

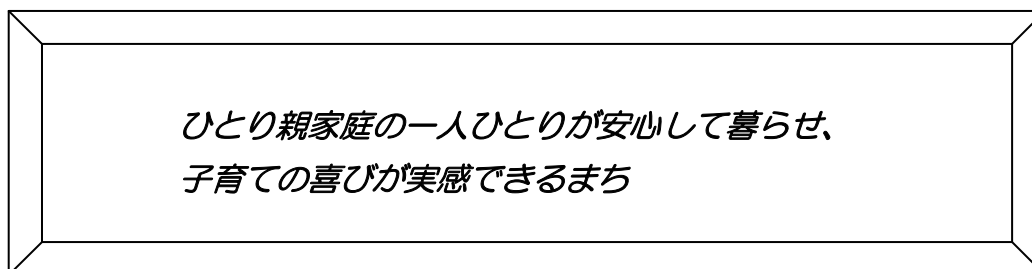
(単位：件)

区 分			件数 ()内は離婚前相談
生活一般	住宅		17(8)
	医療・健康	病気	12(10)
		障害	1(1)
		その他	6(3)
	家庭紛争	夫等の暴力	45(33)
		その他	87(72)
	就労	求職・転職	21(3)
		資格取得・職業訓練	72(0)
		その他	5(2)
	養育費		2(1)
	借金		16(9)
	その他		382(214)
小計		666(356)	
児童	養育	保育所入所	17(7)
		その他	26(7)
	教育		5(1)
	その他		9(4)
	小計		57(19)
経済的支援・生活救護	母子福祉資金	貸付	290(6)
	寡婦福祉資金	貸付	2()
	児童扶養手当		14(3)
	生活保護		38(16)
	税		1()
	その他		62(18)
	小計		407(43)
その他	母子福祉施設の利用		13(10)
	母子生活支援施設(児童福祉法第 38 条)		10(3)
	小計		23(13)
合 計			1153(431)

第 3 章 計画の基本目標

第3章 計画の基本目標

1 基本目標



2 基本的な姿勢

- ☐ きめ細やかな福祉サービスを提供し、ひとり親家庭の自立を支援するしくみづくりを進めます。
- ☐ ひとり親家庭の子どもが安心して、自分らしくいられるよう、生活環境を整備します。
- ☐ ひとり親家庭であることが不利にならない社会を実現するため、社会に働きかけます。

(1) 市の役割

ひとり親家庭の状況を十分に理解し、ひとり親家庭の一人ひとりが東大阪市でくらしがよくなったと実感できるよう、きめ細やかな自立支援を推進していきます。

(2) 当事者の役割

この計画の対象となる当事者は、自らの生き方に誇りをもちながら、生活の自立と向上に努めます。

(3) 企業・事業所の役割

企業・事業所においては、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」にも明記されているように、ひとり親家庭の母の雇用を進めることが期待されています。また、仕事と子育ての両立が円滑にできるように、職場の雰囲気づくりをするなど職場環境を整備することも求められています。

(4) 市民の役割

ひとり親家庭を社会における家族形態のひとつとして理解し、その親と子の人権を侵害することのないよう、ひとり親家庭の抱える課題を正確に理解し、協力していきます。

3 施策の基本的な方向

ひとり親家庭は、一人で子育てや家事と仕事を両立させなければならず、様々な面で困難な状況にあり、経済的に自立するための就業支援とともに、子育てや生活面で様々な支援が求められています。

ひとり親家庭の親と子が、安心して暮らすことができ、子どもの最善の利益が尊重されるよう、以下に掲げる6つの基本的な方向を設定し施策を推進していきます。

(1) 就業の支援

母子家庭や寡婦が就業によって経済的に自立した生活を営めるように、就業相談から、職業能力向上のための就業講習、職業紹介に至るまでの一貫した支援の充実を図ります。

(2) 子育てや生活面の支援

母子家庭、父子家庭が安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て環境の整備を進めます。特に、父子家庭においては、子育てや家事への支援の充実を図ります。

(3) 養育費確保の促進

ひとり親家庭の子どもが養育費を確保できるように、法律相談を実施するとともに、養育費に関する啓発を推進します。

(4) 経済的な支援

生活基盤や経済的基盤の安定を図るため、児童扶養手当や母子寡婦福祉資金貸付などによる経済的支援を推進します。

(5) 相談機能や情報提供の充実

ひとり親家庭になる前後からのあらゆる相談に対応できるように相談体制の充実を図ります。また、様々な支援策に関する情報が必要な人に確実に届くよう情報提供を充実していきます。

(6) 母子寡婦福祉団体等との連携強化

ひとり親家庭の相互扶助やネットワークを支援するとともに、母子寡婦福祉会や市民活動団体との活動支援、連携の強化を図ります。

第 4 章 具体的な自立支援プログラム

第4章 具体的な自立支援プログラム

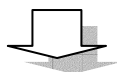
1 施策の体系

ひとり親家庭の一人ひとりが安心して暮らせ、子育ての喜びが実感できるまち		＜施策の方向＞	＜施策の内容＞
	(1) 就業の支援		①安定した就業に向けた能力の開発
			②ひとり親家庭の母親、父親、寡婦の雇入れの促進
			③就業の促進に対する総合的サポートの推進
	(2) 子育てや生活面の支援		①保育サービスの充実
			②家庭での養育を支えるサービスの充実
			③母子生活支援施設を利用した生活支援、自立支援の充実
			④住宅の確保に向けた支援の充実
	(3) 養育費確保の促進		①養育費の取り決めの推進
			②養育費に関する啓発の推進
	(4) 経済的な支援		①基本的な生活への支援
			②生活の向上と安定のための貸付
			③各種経済的支援策に関する情報提供の充実
	(5) 相談機能や情報提供の充実		①情報提供の充実
			②相談機能の充実と連携
			③相談にあたる者の資質の向上
	(6) 母子寡婦福祉団体等との連携強化		①母子寡婦福祉団体との連携強化、団体活動への支援
			②関係機関の連携

ひとり親家庭のライフステージごとの支援イメージ

離別など前後の生活の激変

- ・離婚相談〔福祉事務所〕
- ・母子生活支援施設の入所〔福祉事務所〕
- ・養育費相談〔市・法律相談、男女共同参画センター〕



ひとり親家庭として新たな生活を築き始める時期

生活基盤のための支援

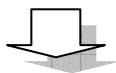
- ・公営住宅の申し込み〔府・市住宅担当課〕
- ・児童扶養手当などの申請〔国民年金課〕
- ・ひとり親家庭等医療費など助成制度の申請〔医療助成課〕

子育てに関する支援

- ・保育所への入所申し込み〔福祉事務所〕
- ・留守家庭児童育成クラブへの入所の申し込み〔運営委員会〕
- ・日常生活支援事業(ヘルパーの派遣)〔こども家庭課〕
- ・市や母子寡婦福祉団体の交流会
- ・奨学金・学費減免の利用
〔教育委員会・学事課、日本学生支援機構、大阪府育英会〕
- ・子育て相談〔保健センター、福祉事務所〕

就業に関する支援

- ・就業相談
 - ・求人情報
 - ・就業支援講習会
 - ・資格・技能習得の経済的支援〔こども家庭課〕
- 〔ハローワーク、就労支援センター〕



生活のリズムが整った時期

- ・母子寡婦福祉資金の貸付〔福祉事務所〕
- ・日常生活支援事業(ヘルパーの派遣)〔こども家庭課〕
- ・市や母子寡婦福祉団体の交流会
- ・将来に備えての設計支援

緊急時の支援

- ・元夫からの暴力対策〔男女共同参画センター、福祉事務所〕
- ・病気になったときの経済的、生活支援〔福祉事務所〕

2 具体的施策の方向

1) 就業の支援

ひとり親家庭、特に母子家庭が十分な収入を得て自立した生活を営めるように、一人ひとりの状況に応じた就業相談や職業能力向上のための就業講習会や職業訓練の実施など、安定した就業に結びつくための総合的な就業支援体制を整備します。

また、ひとり親家庭の親が安心して仕事と子育ての両立ができるような社会的風土を醸成するための情報提供や啓発を進めます。

①安定した就業に向けた能力の開発

施 策	内 容	対 象		
		母 子	父 子	寡 婦
“母子家庭等就業・自立支援センター”事業の検討	ひとり親家庭の母親などを対象に、就業に関する相談や技能習得講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスと、仕事と子育てとの両立支援が総合的に進められるよう、「母子家庭等就業・自立支援センター」事業について検討します。 事業の実施にあたっては、母子家庭等の実情をふまえた事業実施ができるよう検討します。	○	○ (一部)	○
就業支援講習会の拡充	就労支援センターなど関係機関と連携して、母子家庭の母親ができるだけ有利に就職できるよう、就職に結びつく確率の高い内容の講習や、就職時の基礎知識や心構えを習得するセミナーを実施し、円滑な就職につなげます。	○		○
ハローワークなどが実施する講習会の情報提供の充実	各種機関が行う就業支援講習などの情報を積極的に収集し、様々な媒体を通じて積極的に提供します。	○	○	○
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施	教育訓練給付講座を受講した場合に受講料の40%を補助し、就業を支援します。(雇用保険の教育訓練給付制度の受給資格を有しない方)	○		
高等技能訓練促進費事業の実施	経済的自立に効果的な資格(看護師や介護福祉士など)を取得するために2年以上修業する場合、一定の期間修業中の生活の負担を軽減することを目的とする事業を実施します。	○		

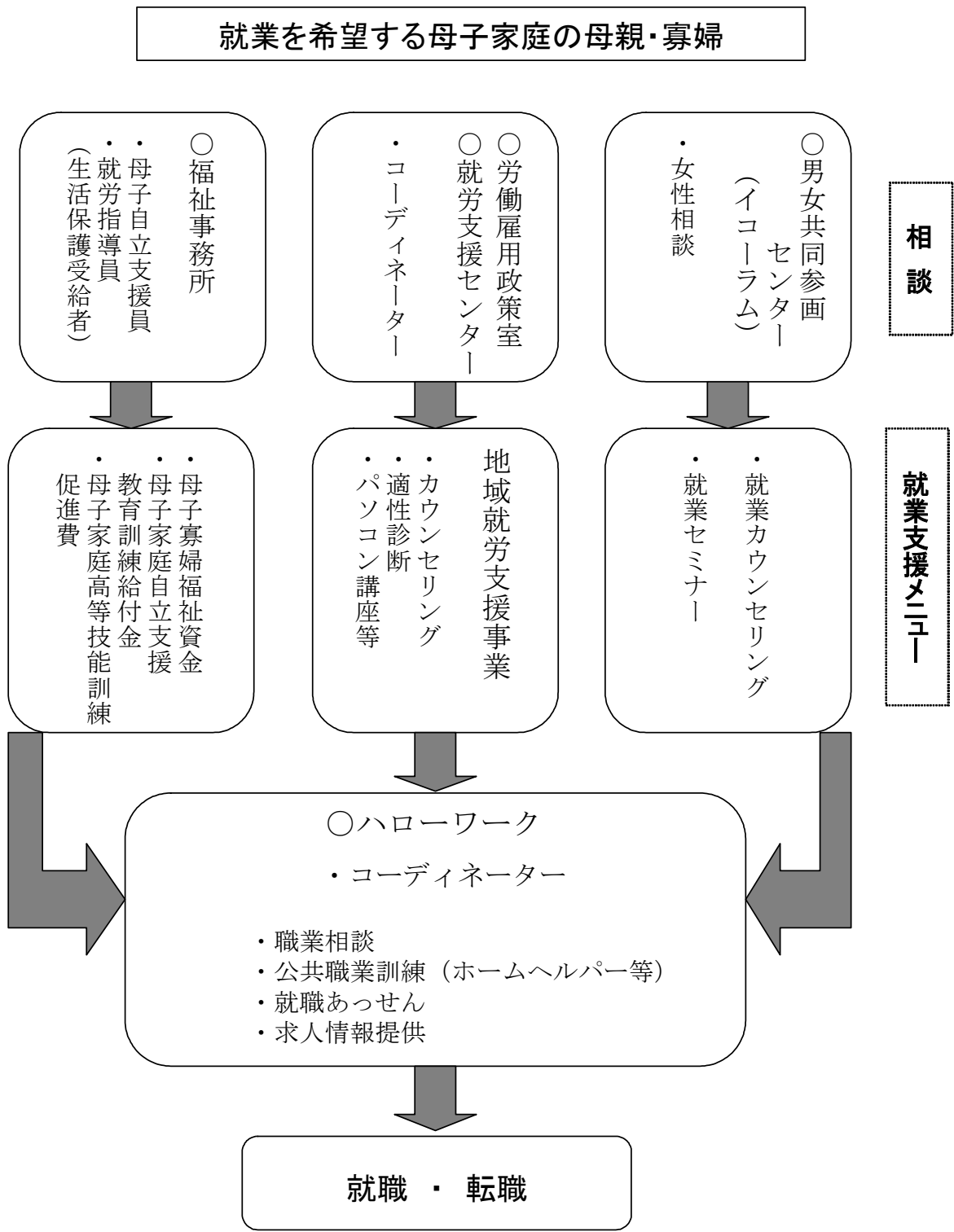
②ひとり親家庭の母親、父親、寡婦の雇入れの促進

施 策	内 容	対象		
		母 子	父 子	寡 婦
常用雇用転換奨励金事業の検討	非常勤などで雇用されている母子家庭の母親に対して必要な研修及び訓練を実施した後、常用雇用した事業主に対する常用雇用転換奨励金事業について検討します。	○		
トライアル雇用奨励金、特定求職者雇用開発助成金の活用促進	事業所に対して、トライアル雇用奨励金、特定求職者雇用開発助成金を活用して母子家庭の母親及び寡婦の雇入れを促進するよう働きかけます。	○		○
雇入れの促進	事業所や経済団体に対して、ひとり親家庭の母親、父親、寡婦の就業促進に向けての働きかけを進めます。	○	○	○
公共施設などにおける母子家庭の母親などの雇用の促進	公共施設などにおける母子家庭の母親や寡婦の雇用の促進に努めます。	○		○

③就業の促進に対する総合的サポートの推進

施 策	内 容	対象		
		母 子	父 子	寡 婦
ハローワークなどの関係機関との連携強化	求人情報の迅速・円滑な提供と、効果的な指導が受けられるよう、母子自立支援員、就労支援センターやハローワークなど、就業にかかわる関係機関との連携を強化し、雇用の促進に努めます。	○	○	○
子育てと仕事の両立を可能にする雇用環境の整備	ひとり親家庭の親が安心して子育てと仕事の両立ができるように、性別によって差別されことなく、男女が働きやすい職場環境づくりに向けた啓発を行います。	○	○	○

相談から就業までの一貫した就業支援事業の流れ



2) 子育てや生活面の支援

ひとり親家庭の親が安心して子育てと仕事、あるいは就業のための訓練を両立させることができるように、延長保育など多様な保育サービスを提供します。

子育てや生活支援にあたっては、地域の資源や人材を活用し、地域全体で支えていくようなしくみづくりを進めます。

①保育サービスの充実

施 策	内 容	対 象		
		母 子	父 子	寡 婦
保育所への優先入所	未就学児をもつひとり親家庭の親が安心して就業や求職活動を行えるよう、保育所入所への優先度を高めます。	○	○	
延長保育事業の充実	ひとり親家庭の親が仕事と子育ての両立ができるよう、延長保育事業の充実に努めます。	○	○	
一時保育促進事業の拡充	求職活動をするひとり親家庭の親が利用しやすいよう事業の拡充を検討します。	○	○	
乳幼児健康支援一時預かり事業の充実	病気の回復期にあり、集団保育が困難な乳幼児を一時的に保育します。(保育所在園児)	○	○	
留守家庭児童育成クラブの充実	ひとり親家庭の多様なニーズに配慮し、内容の整備に努めます。	○	○	

②家庭での養育を支えるサービスの充実

施 策	内 容	対象		
		母子	父子	寡婦
日常生活支援事業の充実	母子寡婦福祉会などとの連携により、ひとり親家庭の親が一時的なけがや病気、冠婚葬祭、就職活動時などで、一時的に生活援助・保育などのサービスが必要になったとき家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、生活の安定を図ります。	○	○	○
ファミリー・サポート・センター事業の実施	仕事と家庭の両立を支援するため、子育ての援助が必要な人と援助ができる人が会員となり、相互の扶助活動を支援します。	○	○	
子育て短期支援事業の実施	保護者が病気、出張、事故など（ショートステイ）、仕事のため帰宅が常に夜間にわたるなど（トワイライトステイ）、一時的に家庭において子どもの養育が困難になった場合、児童養護施設で子どもを預かります。	○	○	
小地域ネットワーク事業の拡充	地域の高齢者、障害者（児）、及び子育て家庭等、支援を必要とする人が安心して生活できるように、地域住民による「支え合い」「助け合い」活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めます。	○	○	○

③母子生活支援施設を利用した生活支援、自立支援の充実

施 策	内 容	対象		
		母子	父子	寡婦
母子生活支援施設の整備・充実	援助を必要とする母子家庭の親子が安心して自立に向けた生活を営めるよう、母子が一緒に入居できる母子生活支援施設を運営・整備し、早期に自立が図れるよう、生活の様々な相談や指導を行い支援します。	○		

④住宅の確保に向けた支援の充実

施 策	内 容	対象		
		母子	父子	寡婦
公営住宅への優先入居	府営住宅の福祉世帯向け募集についての情報提供を積極的に進めるとともに、市営住宅においても、福祉世帯向け住宅の確保について検討します。	○		

3) 養育費確保の促進

子どもの養育に対する責務は両親にあり、離婚によって変わるものではなく、養育をしない親として養育費の支払いは当然の義務です。子どものしあわせを第一に考えた養育費確保に向けた広報・啓発を行うとともに、養育費の取り決め書類の作成や履行確保などの相談を充実します。

①養育費の取り決めの推進

施 策	内 容	対象		
		母子	父子	寡婦
法律相談の実施	養育費の取得について弁護士による相談事業を実施します。	○	○	
養育費取得に関する情報提供	母子自立支援員などの相談員を通して、養育費取得に必要な知識や文書での養育費の取り決め方法など、養育費取得に関する情報を提供していきます。	○	○	

②養育費に関する啓発の推進

施 策	内 容	対象		
		母子	父子	寡婦
養育費確保に関する広報・啓発の実施	養育費の負担は、子どもの親として当然の義務であるという社会的気運を高めるため、様々な機会や方法で広報、啓発を行います。	○	○	

4) 経済的な支援

ひとり親家庭に対する経済的支援策として、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費の助成、母子寡婦福祉資金貸付などを行います。

また、これらの制度について積極的に情報提供を行うとともに、利用者の立場に立った貸付・給付事務の実施に努めます。

①基本的な生活への支援

施 策	内 容	対象		
		母子	父子	寡婦
児童扶養手当	父母の離別や父親の死亡などにより児童を養育している母などに支給します。	○		
児童手当	12 歳到達後最初の年度末(小学校第6学年修了前)の児童を養育している人に児童手当を支給します。	○	○	
ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、児童扶養手当、遺族年金などを受けているひとり親家庭の医療費の自己負担分を助成します。	○	○	

②生活の向上と安定のための貸付

施 策	内 容	対象		
		母子	父子	寡婦
母子寡婦福祉資金の貸付	生活の安定と向上を目的として無利子または低金利で以下資金の貸付を行います。 就学支度資金、技能習得資金、生活資金、住宅資金など 13 資金。	○		○

③各種経済的支援策に関する情報提供の充実

施 策	内 容	対象		
		母子	父子	寡婦
経済的支援策に関する情報の周知徹底	児童扶養手当など経済的支援策のパンフレットの配布や就業支援に関する情報などについてきめ細やかな情報提供を行います。	○	○	○

5) 相談機能や情報提供の充実

各福祉事務所の母子自立支援員を中心に、担当各課、母子福祉推進委員、民生・児童委員、母子寡婦福祉団体などと連携を図りながら相談体制を充実します。

また、パンフレットなどの配布やインターネットなど様々な媒体を活用した情報提供を行い、支援策の一層の周知を図ります。

①情報提供の充実

施 策	内 容	対象		
		母子	父子	寡婦
相談窓口の周知徹底	必要ときに適切なサービスが受けられるよう、市や福祉事務所などで行っている生活支援や子育て支援、就業支援などの各制度に関する情報や相談窓口について、広報やパンフレット、インターネットなど多様な媒体を通じて一層の周知を図ります。	○	○	○
情報コーナーの設置の検討	ひとり親家庭にとって必要な情報が行き届くよう、気軽に情報収集ができるようなかたちでの情報コーナーの設置を検討します。	○	○	○

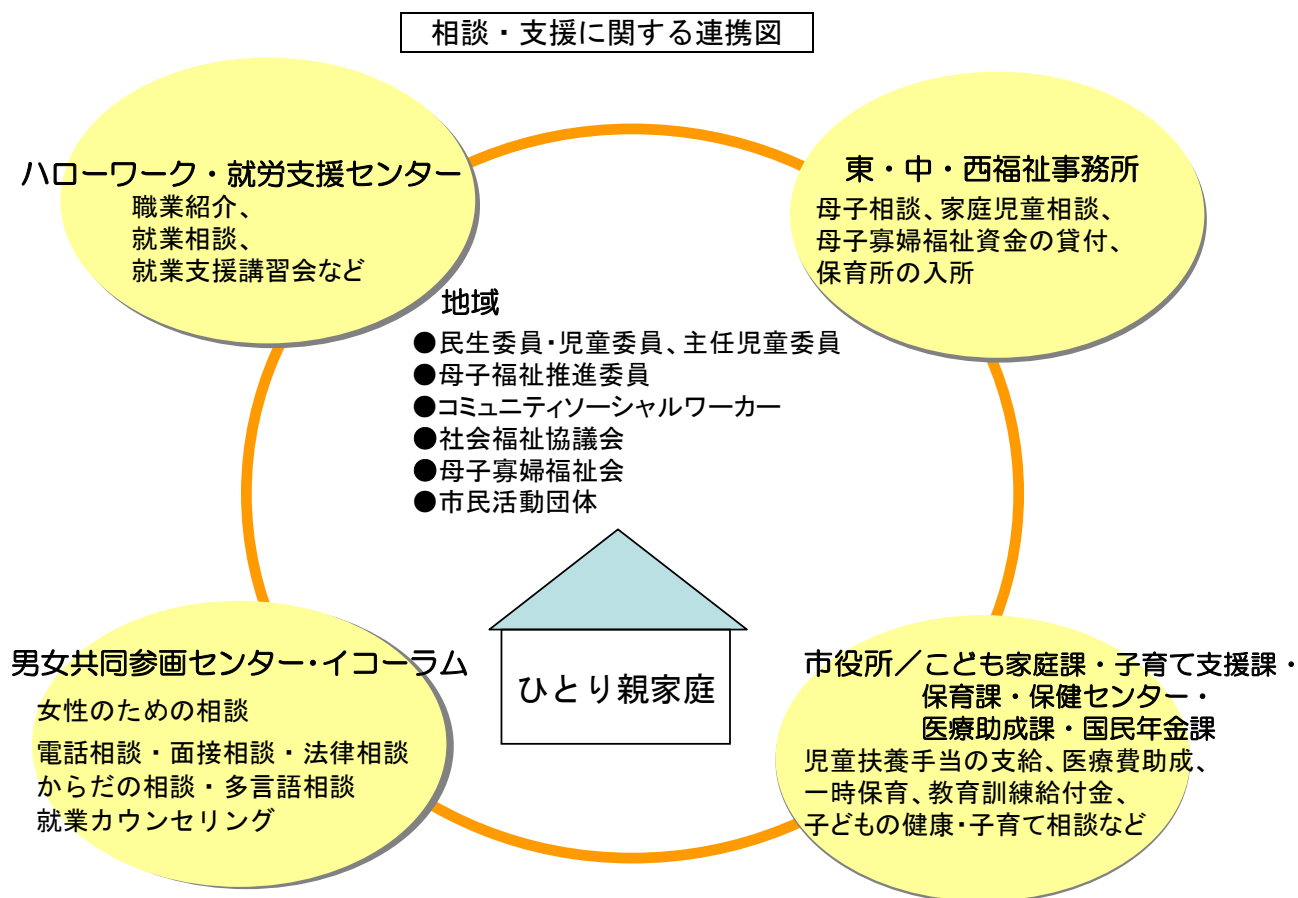
②相談機能の充実と連携

施 策	内 容	対象		
		母子	父子	寡婦
母子自立支援員による相談活動の推進	各福祉事務所に配属された母子自立支援員が、母子寡婦福祉資金の貸付などの手続き業務をはじめ、住宅や生活、子育ての問題、就業相談・支援、離婚・離婚前相談など、ひとり親家庭に対して自立に必要な情報提供や相談にあたります。 なお、ドメスティック・バイオレンスの被害者については、その人権の尊重や安全の確保に十分配慮しつつ相談・支援を行うこととします。	○	○	○
各種相談機関の機能充実と連携の強化	電話及び窓口において、ひとり親家庭の生活全般についての相談や心理的なケアに対応し、総合的な支援を行うために、福祉事務所やハローワーク、就労支援センター、子ども家庭センター、男女共同参画センター、保育所など関係諸機関との連携を一層密にします。	○	○	○

施 策	内 容	対 象		
		母 子	父 子	寡 婦
地域における相談機能の充実	地域における民生委員・児童委員、主任児童委員、母子福祉推進委員、コミュニティソーシャルワーカーが、ひとり親家庭の抱える悩みについて相談に応じ、各種サービスの紹介等関係機関と連携して見守っていきます。	○	○ (一部)	○

③相談にあたる者の資質の向上

施 策	内 容	対 象		
		母 子	父 子	寡 婦
相談にかかわる者に対する研修などの充実	ひとり親家庭の個々の事情に応じたきめ細やかな相談に対応できるように、母子自立支援員、母子福祉推進委員、民生委員・児童委員、主任児童委員、東大阪市母子寡婦福祉会など、相談にかかわる者の専門性を高めるため、研修や交流機会を充実します。	○	○	○



6) 母子寡婦福祉団体等との連携強化

東大阪市母子寡婦福祉会が本市のひとり親家庭の自立促進施策を進める上での協働のパートナーとして活動できるよう支援、連携します。

また、母子家庭の母親、父子家庭の父親、寡婦が抱える様々な課題を解決するための自助グループの育成や、交流、ネットワークづくりを支援します。

①母子寡婦福祉団体との連携強化、団体活動への支援

施 策	内 容	対象		
		母子	父子	寡婦
母子寡婦福祉団体への優先的な事業発注の推進	公的施設内における自動販売機・売店などの設置や清掃事業の委託などの優先的な事業発注など、母子寡婦福祉団体の基盤拡充に向けた支援を行います。	○		○
母子寡婦福祉団体の活動への支援と連携	母子寡婦福祉団体の特性を活かした活動に対して適切な支援を行うとともに、必要に応じて協働していきます。	○		○

②関係機関の連携

施 策	内 容	対象		
		母子	父子	寡婦
関係機関の連携強化	ひとり親家庭の自立促進支援を進めるため、連絡会議などを通じて、一層の連携を図ります。	○	○	○
ひとり親家庭の交流の支援や自助グループの育成	母子寡婦福祉団体や男女共同参画センター・イコラームと連携し、ひとり親家庭が定期的に集い、情報交換や交流、相談などができるよう活動を支援します。	○	○	○

資 料

東大阪市社会福祉審議会条例

平成 17 年 1 月 21 日
東大阪市条例第 2 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(調査審議事項の特例)

第 2 条 審議会は、法第 12 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

(委員長職務の代理)

第 4 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第 6 条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)がその職務を代理する。

5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

東大阪市社会福祉審議会規則

平成 17 年 1 月 31 日
東大阪市規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例(平成 17 年東大阪市条例第 2 号)第 7 条の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第 2 条 専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者及び知的障害者の福祉に関する事項
- (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (4) 児童福祉専門分科会 児童及び母子の福祉並びに母子保健に関する事項

2 審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

3 審議会は、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。)の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第 3 条 審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。

- (1) 視覚障害審査部会
- (2) 聴覚障害等審査部会
- (3) 肢体不自由審査部会
- (4) 内部障害審査部会
- (5) 更生医療機関審査部会

2 審議会は、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種別ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第 5 号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に係る事項を、それぞれ調査審議させるものとする。

3 審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 審査部会長は、会務を掌理する。

5 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

第 4 条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。

2 審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

4 審議会は、前条第 2 項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 27 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 委員名簿

(50 音順、敬称略)

委員名	所属団体等	備考
小 野 剛	連合東大阪幹事	
桜 井 智恵子	大谷女子大学教育福祉学部助教授	会長代理者
高 山 昌 弘	東大阪市私立保育会	
辻 本 謙 嗣	東大阪市福祉施設会会長	
寺 脇 千 歳	東大阪市母子寡婦福祉会会長	
長 岡 嘉 一	東大阪市議会議員	平成 17 年 11 月まで
松 井 保 博	東大阪市議会議員	平成 17 年 12 月より
中 川 千恵美	大阪人間科学大学人間科学部助教授	会長
中 屋 ひろ子	東大阪市社会福祉事業団本部事務局次長	
山 野 則 子	梅花女子大学現代人間学部助教授	会長代理者

東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 開催状況

回 数	開催日	内 容
第 1 回	平成 17 年 4 月 6 日 (水)	本年度の課題について
第 2 回	平成 17 年 6 月 2 日 (木)	母子家庭等の現状と課題について
第 3 回	平成 17 年 9 月 9 日 (金)	アンケート調査案について
第 4 回	平成 17 年 11 月 11 日 (金)	アンケート調査結果 (中間報告) について
第 5 回	平成 18 年 2 月 2 日 (木)	計画素案について

東大阪市母子家庭及び寡婦自立促進計画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条の規定に基づき、本市の母子家庭及び寡婦自立促進計画（以下「自立促進計画」という。）を策定するにあたり、あらかじめ、母子福祉団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるため、東大阪市母子家庭及び寡婦自立促進計画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(意見項目)

第2条 本市が自立促進計画を策定するにあたり、懇話会の意見を参考とする項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市の区域における母子家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- (2) 市の区域において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号にかかげるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 児童福祉関係機関職員
- (3) 雇用関係機関職員
- (4) 地域団体関係者
- (5) 公募委員

(任期)

第4条 委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月26日から施行する。

東大阪市母子家庭及び寡婦自立促進計画懇話会委員名簿

(50 音順、敬称略)

委 員 名	所属団体等
奥 田 幸 子	東大阪市母子寡婦福祉会副会長
片 岡 敏 子	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会校区委員長
木 下 里 美	公募市民
楠 本 容 子	公募市民
小 作 明 美	東大阪市意岐部地域人権協会
◎ 杉 本 正	帝塚山大学心理福祉学部助教授
立 住 靖 子	大阪府東大阪子ども家庭センター地域育成課長
西 口 安壽世	母子生活支援施設高井田ホーム施設長
増 田 勉	東大阪市人権長瀬地域協議会事務局次長
道 北 俊 一	布施公共職業安定所業務部長

◎は座長

東大阪市母子家庭及び寡婦自立促進計画懇話会 開催状況

回 数	開催日	内 容
第 1 回	平成 17 年 9 月 30 日 (金)	計画策定及びアンケート調査票について
第 2 回	平成 17 年11月 25 日 (金)	アンケート調査結果、計画骨子案について
第 3 回	平成 17 年12月 22 日 (木)	計画素案について
第 4 回	平成 18 年 1 月 26 日 (木)	計画素案について
第 5 回	平成 18 年 2 月 24 日 (金)	計画案について

用語解説（50 音順）

大阪府女性相談センター

配偶者からの暴力等、夫婦の問題、家庭の問題、男女の問題等に対する相談を行います。

大阪府東大阪子ども家庭センター

養育困難、児童虐待、子どもの障害、非行、不登校、しつけ、里親相談等子どもに関する全般の相談に応じています。

公共職業安定所（ハローワーク）

再就職の促進を図るため、きめ細かな職業相談、職業紹介等を行っています。また、職業訓練に関する情報提供を行っています。

高等技能訓練促進費

就職に有利な指定する資格の取得をめざした訓練受講中に高等技能訓練促進費が支給されます。2年以上のカリキュラムで養成機関で修業する場合に、修業期間の最後の1／3の期間（上限12ヶ月）、月額103,000円が支給されます。指定する資格は資格取得後に当該職種への就労が見込まれる専門的な資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士）です。ただし、一定の所得制限があります。

児童扶養手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で心身に中度以上の障害のある児童を養育している母（父が政令で定める程度の障害者である場合を含む）、または母にかわってその児童を養育している方に月額41,880円が支給されます。ただし、所得が一定額以上の場合、その手当の一部または全部が支給停止となります（公的年金受給者には支給されません）。

ショートステイ（子育て短期支援事業）

保護者が出産、疾病、事故及び災害などで、一時的に家庭において児童の養育が困難となった場合に、児童を預かり養育します。利用できる期間は7日以内。

地域就労支援事業

ひとり親家庭を含む就労困難者等を対象として、就労支援センターのコーディネーターが、求職や雇用に関する相談に応じています。

トワイライトステイ（子育て短期支援事業）

保護者が仕事のため帰宅が常に夜間にわたるなど、一時的に家庭において児童の養育が困難となった場合に、児童を預かり養育します。利用できる期間はおおむね6ヶ月を限度とします。

東大阪市母子福祉推進委員

地域の身近な相談者として、各小学校の通学区域ごとに1名ずつ市長が委嘱している母子福祉推進委員が相談に応じています。

ひとり親家庭医療費助成

児童扶養手当、遺族年金などを受けているひとり親家庭（父、母または養育者とその子）の方が医療機関などで医療を受けたとき、健康保険の自己負担分を助成します。

ファミリー・サポート・センター事業

育児などの援助を行いたい人と、援助を受けたい人とがお互いに会員になって助け合うグループを支援するシステムです。会員に登録すると「依頼会員」「援助会員」に、保育施設への送迎などのサポートを受けることができます(有料)。

家庭児童相談室

福祉事務所において、子どものしつけ、知能や言語の発達、学校生活、家族関係のことなど、家族や子どもに関する相談に応じています。

母子自立支援員

福祉事務所において、母子家庭、寡婦の方々の福祉に関する相談や生活の安定、自立のための相談に応じています。

母子家庭自立支援教育訓練給付金

雇用保険での受給資格を有していない人で、就職に結びつく可能性の高いと思われる指定講座（教育訓練給付講座）を受講した場合に、受講料の4割相当額（上限20万円）が支給されます（所得制限あり）。

母子家庭等日常生活支援事業（ヘルパー派遣）

就職活動等の自立促進に必要な事由及び一時的なけがや病気、冠婚葬祭等の社会的事由により一時的に生活援助・保育等のサービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣します（一部利用者負担あり）。

母子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母・寡婦を対象として、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養する児童の福祉を増進するための貸付金制度です（事業開始資金、就職支度資金、技能習得資金、生活資金、住宅資金、就学支度資金など）。

母子生活支援施設

配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた女性で18歳未満の子どもを養育しており、様々な事情のため、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。

民生委員・児童委員

地域で一定の区域を担当し、生活上の問題、家族の問題、高齢者福祉、児童福祉などのあらゆる分野の相談に応じています。

東大阪市ひとり親家庭自立促進計画

発 行	東 大 阪 市 健康福祉局福祉部 〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北 5 0 番地の 4 電話 (06) 4309-3194 (直通)
発行年月	平成 18 年 (2006 年) 3 月
